

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 平成27年10月13日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番 藤田尚美君
2番 秋山泉君
3番 尾野政子君
4番 伊藤裕一君
5番 長田麻美君
6番 山本伸子君
7番 杉森弘之君
8番 須藤京子君
9番 黒木のぶ子君
10番 甲斐徳之助君
11番 池辺己実夫君
12番 守屋常雄君
13番 市川圭一君
14番 小松崎伸君
15番 石原幸雄君
16番 遠藤憲子君
17番 鈴木かずみ君
18番 利根川英雄君
19番 山越守君
20番 板倉香君
21番 柳井哲也君
22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
人 事 部 長	川 上 秀 知 君
総務部長事務取扱	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	八 島 敏 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	大和田 伸 一 君
監 査 委 員	
事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 行政経営課長	飯 野 喜 行 君
人事部次長兼 人 事 課 長	小 川 茂 生 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市 民 部 次 長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由 紀 夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯田	晴男君

平成 27 年 10 月 牛久市議会定例会（第 3 回）

一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名 (質問形式)	件 名	要 旨	答 弁 者
1. 秋山 泉 (一問一答方式)	<p>1. 根本新市長が代表を務める会の会報、提案について</p> <p>2. 奥野小学校、牛久第二中学校の生徒減少対策について</p> <p>3. このたびの記録的な大雨について</p>	<p>1</p> <p>1. 「ひたち野うしく地区への中学校建設」について具体的な構想を伺う。</p> <p>2. 「市役所職員構成」の見直しについて伺う。</p> <p>3. 「重点地域への防犯カメラ設置による地域防犯力の強化」について伺う。</p> <p>2</p> <p>1. 現在、1 学年 1 クラスの状況の中、野球やサッカーなどチームでプレーする部活ができない。今後の対策について伺う。</p> <p>3</p> <p>1. 関東、東北を襲った豪雨による牛久市の被害状況について伺う。</p> <p>2. このたびの豪雨において、ハザードマップは活用できたのか。ま</p>	市 長 関係部長

		<p>た、ハザードマップに追加する地域が出てきたのか伺う。</p> <p>3. 防災無線、かっぱメールによって、災害情報が市民に周知されたと考えるか。</p> <p>4. 大雨特別警報が発表され、災害対策本部が設置された状況の中で通常の登校となったが、児童生徒への安全対策は万全だったのか伺う。</p>	
<p>2. 石原 幸雄 (一括方式+ 一問一答方式)</p>	<p>1. 新市長の政治姿勢について</p> <p>①県政との捻れの解消策</p> <p>②教育の政治的中立性の確保策</p> <p>③グリーンファームのあり方</p> <p>2. 学校給食用の食材に係わる地産地消等について</p> <p>3. 消防団の公費での運営について</p>	<p>1</p> <p>前市長と県知事との間の政治的な「捻れ」をどのように解消するのか？</p> <p>義務教育の政治的中立性を如何に確保するのか？</p> <p>グリーンファームの今後のあり方をどのように考えているのか？</p> <p>青果市場への持ち込み業者の存在から考えて、果たして地産地消等は徹底されているのか？</p> <p>消防団の運営費用を全て公費で負担すべきと考えるが？</p>	<p>市 長</p> <p>市 長 教 育 長 関 係 部 長</p> <p>市 長 関 係 部 長</p>
<p>3. 小松崎 伸 (一括方式)</p>	<p>1. 根本洋治新市長の市政運営について</p>	<p>①これまでの市政運営について</p>	<p>市 長</p>

		②市長の掲げる12の提案について	
4. 柳井 哲也 (一括方式+ 一問一答方式)	1. ひたち野中学校新設 について (1) 建設場所について (2) 建設時期とそれま でのフローについて 2. 危機管理について (1) 危険レベルの分類 について (2) 危険レベル毎の発 信方法について	1 (1) 中学校建設の予定 地はどこを考えている のかお示し下さい。 (2) 建設時期(開校年 度)とそれまでのフロ ーをお示し下さい。 2 (1) これまで経験した ことのない様な自然災 害(大地震、大型台 風、集中豪雨、竜巻) や、大爆発、テロ等が 発生した場合危険レベ ルの分類はどのよう になっているのか、お示 し下さい。 (2) 防災無線やFM- UU等で避難勧告や避 難指示を発信する場 合、危険レベルも同時 に伝えるべきと考えま す。市の考えをお示 し下さい。(放送した にも拘らず、危険レベ ルが判らず行動に移さ ないでいたら、大災害 に遭ってしまったとい う事例が沢山ある為)	市 長 副 市 長 関 係 部 長 市 長 副 市 長 関 係 部 長
5. 山本 伸子	1. 地域子供子育て支援	1	市 長

	<p>転車の安全走行のための環境整備について</p> <p>3. 受動喫煙及び禁煙対策について</p> <p>(1) 公共施設等での禁煙対策の状況について</p> <p>(2) 空気のきれいなお店の認知度を上げるための取り組みについて</p> <p>(3) 若い世代への禁煙対策の取り組みについて</p>	<p>校生の通学路の安全確保のために行っている取り組みについて伺う。</p> <p>3</p> <p>(1) 多くの人を利用する駅前の喫煙スペースと公共施設全面禁煙の状況について伺う。</p> <p>(2) 市内の禁煙に協力している商店を広く市民に知らせ、推進していくための取り組みについて伺う。</p> <p>(3) 若い人や妊婦などへの禁煙に関する啓発活動について伺う。</p>	<p>関係部長</p>
<p>6. 長田 麻美 (一問一答方式)</p>	<p>1. 牛久市の防災対策について</p> <p>(1) ハザードマップの改訂について</p> <p>(2) 防災無線について</p> <p>(3) 牛久市ホームページの更新について</p> <p>2. 青少年の啓発について</p> <p>(1) 未成年の夜間外出</p>	<p>1</p> <p>(1) 見直しの頻度と改訂時期、温暖化などによる異常気象も想定内の見込みかを伺う。</p> <p>(2) 費用（イニシャルとランニングコスト）さらに改善する点を伺う。</p> <p>(3) 災害時などホームページの更新時期、災害情報提供などの掲載状況について伺う。</p> <p>2</p> <p>(1) 未成年の夜間外出についての注意喚起を</p>	<p>市長 副市長 関係部長</p> <p>市長 副市長</p>

	<p>について</p> <p>(2) 選挙権年齢の引き下げについて</p>	<p>どのようにしていくか伺う。</p> <p>(2) 選挙権年齢の引き下げについて、どう啓発、PRしていくか伺う。</p>	<p>関係部長</p>
<p>7. 伊藤 裕一 (一括方式+一問一答方式)</p>	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>(1) 牛久駅周辺への立体駐車場の整備について</p> <p>(2) 市関連企業について</p> <p>(3) ひたち野うしく地区への中学校新設について</p> <p>2. 税金の納付方法について</p> <p>(1) 市税クレジットカード納付について</p> <p>(2) 口座振替促進について</p> <p>(3) 市税前納報奨金制度について</p> <p>3. 鬼怒川洪水被害への支援について</p>	<p>1</p> <p>(1) 牛久駅周辺への立体駐車場の整備について、その目的を伺う。</p> <p>(2) 牛久都市開発株式会社、うしくグリーンファーム株式会社につき、現在の代表取締役、出資比率の内訳をお示しください。</p> <p>(3) 今後のスケジュールについて、見解を伺う。</p> <p>2</p> <p>(1) クレジットカード納付を導入すべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>(2) 口座振替新規加入促進キャンペーンを行っては如何か。</p> <p>(3) 縮小若しくは廃止すべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>3 がれきの受入などの追加支援を行うべきと</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>

		考えるが、見解を伺う。	
8. 守屋 常雄 (一問一答方式)	<p>1. 県との情報共有化について</p> <p>(1) 県の許認可に関わる事項について</p> <p>2. 環境行政について</p> <p>(1) 空き家、環境悪化の原因となる対策について</p> <p>(2) 通学路の安全確保と整備について</p> <p>(3) ウォーキングロードの整備</p> <p>3. 若年層誘致について</p> <p>(1) 少子高齢化対策の決め手となる若年層誘致について</p>	<p>1</p> <p>(1) 新築家屋の建築確認、グループホーム新設等に関する情報収集が十分に実施されているか。</p> <p>2</p> <p>(1) -1 特定空き家減少のためのアクションプログラムの策定とスケジュール化。</p> <p>(1) -2 迷惑空き家、環境悪化の原因となる事項への具体的な対策立案。</p> <p>(3) ヘルスロードマップに記載された案内板の整備、ベンチ等の設置等。</p> <p>3</p> <p>(1) 若者世代の求める住環境、多目的公園の設置。</p> <p>キャンプ場、バーベキュー設備、サイクリングロード、ハイキング等、当市では設置不可能な施設をつくば市、</p>	市長 関係部長

		土浦市、龍ヶ崎市との連携強化によって魅力の有る街づくりをする為の具体策の立案実行。	
9. 池辺己実夫 (一問一答方式)	1. 超高齢社会に伴う牛久市の生涯学習の在りかたと取り組み方について 2. 牛久市の雨水排水整備について	1 (1) 生涯学習の必要性をどの様にとらえているか。 (2) 市内各生涯学習センターで取り組んでいる事柄の現状と今後の在りかたについて。 (3) 現状を捉え、より発展的に推進するための施策はあるか。 2 (1) 平成21年度から現在までの雨水排水整備の進捗状況。 (2) 具体的な場所、予算や補助金などのこともあるが、いつやるか。	市長 関係部長 関係課長
10. 尾野 政子 (一問一答方式)	1. 児童クラブ利用料金改定について 2. 介護ロボット導入に	1 ①利用料金の現状について ②利用回数の現状について ③利用回数に応じた算出方法について 2	市長 関係部長

	<p>ついて</p> <p>3. 安心して子どもを産み育てる環境づくりについて</p>	<p>①介護現場の声について</p> <p>②リース料金について</p> <p>③交付金等の活用について</p> <p>④導入の見解について</p> <p>3</p> <p>①「移動式赤ちゃんの駅」導入について</p> <p>②不育症対策について</p>	
<p>11. 須藤 京子 (一問一答方式)</p>	<p>1. 新市長の政治姿勢と当面の諸課題について</p>	<p>1</p> <p>(1) 新市長の政治姿勢について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前市長の不正疑惑への対応 ・市民に信頼される公正な行政運営 ・「対話」の重視 <p>(2) 議会との関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会との情報共有、情報提供の在り方 ・事務局体制の強化 <p>(3) 行政運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事体制の立て直しと職員採用計画 ・庁議や会議の在り方と情報開示の推進 <p>(4) 各種政策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひたち野地区の中学校新設 ・うしくグリーンファーム(株)の運営 	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンク制度等の空き家対策 	
12. 杉森 弘之 (一問一答方式)	<p>1. ひたち野地区の中学校新設</p> <p>2. ブラック市政の改革</p> <p>3. 市政の私物化の排除</p>	<p>1. ひたち野地区の中学校新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公約の新設の見通し、完成時期 ・新設完成までの下根中の教室対策 ・建設費45億円以上の見積りの見直し ・地区住民との意見交換会の開催 <p>2. ブラック市政の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パワハラ問題への対処 ・不当労働行為の解消 ・職員数と職員構成、人事評価、役職制度の正常化 ・不払い残業、振替休日未消化の解消 ・再任用制度の運用 ・労使関係の正常化、労働協約、人事差別 <p>3. 市政の私物化の排除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員採用、地元の人材活用と公平性の確保 ・入札、契約、人事 特定の業者と団体との癒着の排除 ・政治倫理の確立「関与する企業」の範囲など 	市長 副市長 教育長 関係部長
13. 黒木のぶ子	1. 牛久市の総合計画に	1	市長

<p>(一問一答方式)</p>	<p>ついて</p> <p>(1) すべての人が安心して暮らし続けられるまち</p> <p>2. 子どもの貧困について</p> <p>(1) 16.3%の子どもの貧困率に対する牛久市の現状</p> <p>(2) 貧困の原因の調査</p> <p>(3) 牛久市の貧困対策と対応</p> <p>3. マイナンバー制度について</p> <p>(1) 民間企業での運用</p> <p>(2) サイバー攻撃で個人情報が出し被害を受けた場合に民間と公の監督責任の所在</p>	<p>(1) 第3次総合計画</p> <p>①第1節から第6節の内容の中で具体的実施状況と今後の計画</p> <p>2</p> <p>(1) 18歳未満の子どもが居る生活保護、要保護の人数と収入のある世帯の可処分所得</p> <p>①各世帯の子どもの扶養人数</p> <p>(2) 父子世帯と母子世帯の人数</p> <p>(3) 児童扶養手当の加算支給</p> <p>①児童扶養手当の1人目が42,000円の考え方の根拠</p> <p>②就労の支援</p> <p>3</p> <p>(1) 制度の導入期限と強制力</p> <p>①大企業と個人商店との情報セキュリティの格差</p> <p>②マイナンバー制度の導入と管理コストに対し国や自治体からの補助金の有無</p>	<p>関係部長</p> <p>市長 関係部長</p> <p>市長 関係部長</p>
<p>14. 甲斐徳之助 (一括方式)</p>	<p>1. 駅前開発について</p>	<p>1. 牛久駅東口の工事が止まっているが、原因と再開及び終了の時期</p>	<p>市長 関係部長</p>

	<p>2. 道路工事について</p> <p>3. 独居老人について</p>	<p>を教えてほしい。進捗状況は？</p> <p>2. 東洋大学牛久高校からステーキ宮の道路の拡幅または歩道の確保が出来るかどうか？確認したい。</p> <p>(中学校ができてから、さらに交通量が増えたため。特に自転車)</p> <p>3. 一人暮らしの高齢者が増加している。行政の対応及びケアを伺いたい。</p>	<p>市長 関係部長</p> <p>市長 関係部長</p>
<p>15. 藤田 尚美 (一問一答方式)</p>	<p>1. 教育現場の課題</p>	<p>1</p> <p>①携帯電話の所持率と利用状況 携帯電話の使用時間制限についての考え。</p> <p>②不登校の実態と課題から 訪問型の家庭教育の支援が必要と考えるが伺う。</p> <p>③選挙権年齢の引き下げに伴い、小中学校の段階からの政治教育・選挙教育が大切だと考えるが、どのように今後おこなっていくのか。</p> <p>④小学生の暴力について、牛久市の現状</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>

	<p>2. 5歳児検診について</p> <p>3. 高齢者が楽しめる公園整備について</p>	<p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の早期発見を目的とした5歳児検診の実施が必要と考えるが伺う。 <p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康遊具の設置について 	
<p>16. 遠藤 憲子 (一問一答方式)</p>	<p>1. 市政運営について</p>	<p>1) 地域づくりとして、消防団活動、訓練と合わせて、市民の防災意識の向上の基本的考え方</p> <p>2) 元気で健康な高齢者の環境づくりや孤立死をなくすために、きめ細やかな地域の見守りの基本的考え方</p> <p>3) 市政の透明性、公平性の考え方</p> <p>①小坂城址の土地購入問題</p> <p>②ひたち野うしく地区の中学校建設</p> <p>③土地開発基金条例</p> <p>④市長等・議員の政治倫理条例</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>
<p>17. 鈴木かずみ (一問一答方式)</p>	<p>1. 子どもの医療費助成拡大について</p> <p>2. 自治基本条例について</p> <p>3. 6号国道より市役所</p>	<p>1. 市長の考え方について。</p> <p>1. 市長公約だが、なぜ必要と考えたのか。</p> <p>1. 右折信号設置の市民</p>	<p>市長 関係部長</p>

	<p>方面に入る「牛久市役所入口交差点」の改良について</p>	<p>要望について。 2. 6号国道の改善について、市として要望をとらえ国、県に要望することについて。</p>	
<p>18. 利根川英雄 (一問一答方式)</p>	<p>1. 市長の市職員に対する考え方</p> <p>2. ひたち野地区への中学校新設と教育委員会のこれまでの対応</p> <p>3. うしくグリーンファーム存続について</p>	<p>1 ①市長の仕事の一つに職員教育があると思うが ②今後の職員体制</p> <p>2 ①これまでの教育委員会の総括とその対応 ②市民を翻弄させた責任は重いと思うがどうか</p> <p>3 ①これまでの過程と今後の方針 ②職員体制</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>

平成27年第3回牛久市議会定例会

議事日程第2号

平成27年10月13日(火) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長(市川圭一君) おはようございます。

開会前にお知らせいたします。執行部から一般質問に関する資料配付の依頼がありましたので、これを許可し、各机上に配付しておきました。

本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

去る10月8日に設置されました決算特別委員会正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、報告いたします。

委員長に板倉 香君、副委員長に秋山 泉君がそれぞれ互選されました。

次に、教育民生常任委員会委員長の互選の結果について報告がありましたので、報告いたします。委員長に黒木のぶ子君が互選されました。

次に、広報常任委員会副委員長の互選の結果について報告がありましたので、報告いたします。副委員長に山本伸子君が互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は18名です。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いいたします。

一般質問

○議長(市川圭一君) 初めに、2番秋山 泉君。

[2番秋山 泉君登壇]

○2番(秋山 泉君) 皆様、おはようございます。公明党の秋山 泉です。

根本新市長、市長就任まことにおめでとうございました。根本市政になり、初めての議会において一番手に登壇をさせていただきますので、何とぞよろしく願い申し上げます。

それでは、これより通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、市長が選挙期間中に配布されました「明日の牛久を考える会」の会報等から、3点質問をさせていただきます。

まず最初に、根本市長はひたち野うしく地区への中学校新設の必要性を訴えられ、公約として3年のうちに着工したいと掲げられました。しかし、現時点で既存の学校施設の耐震対策及び大規模改造が終了していません。建築後50年が経過をし、老朽化のため建てかえが必要な施設を初め小中学校体育館の天井落下防止対策など、子供たちの安全に直結する耐震工事や室内の木質化やトイレの改修が待たれており、今すぐにも実施しなければならない事業を優先すべきと考えております。

中学校建設といってもまだ土地も決まっておらず、一部では試験農場跡を建設候補地にと言われておりますが、この土地は4ヘクタールを超える農地であるため、たとえ学校を建設するとしても農地法に基づく農地転用の大臣許可が必要となり、その手続には1年程度の時間が必要となるばかりか、同地が傾斜地であるため造成工事や造成後の地盤の落ち着きを待つためにも相当な時間を要することになります。また、牛久の税金を監視する会のチラシには、つくば市は25億円で中学校新設ができるとありました。確かに、建設費は25億円ということですが、土地代、設計費は含まれてはおらず、資材が高騰する5年前のことでたまたま安く上がったと聞いております。

これらのことから、私ども公明党は一貫して中学校新設に対して反対の姿勢を貫いてまいりました。根本市長は、今後中学校新設に向けてどのような御構想をお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 皆さん、改めておはようございます。

初めての答弁なのでまだふなれではございますが、どうぞよろしく願い申し上げます。

秋山議員の質問に対して答弁いたします。

ひたち野うしく地区の中学校生徒数増加に対しては、これまでの牛久市の方針であります下根中学校の増築ではなく、中学校新設により対応していく考えでございます。用地については現段階で未定ですが、少しでも早い段階での工事開始を目指してまいります。

一方で、学校施設だけでも老朽化した校舎や武道場、また体育館などの大規模改造や建てかえ、水はけの悪いグラウンドの改修や空調などの各種設備機器の更新工事ほか、数々の課題が存在することは事実であります。

中学校新設に当たっては、財政的負担を必要最小限にとどめるとともに、人づくりの視点を重視し、市が実施を計画している事業全体での優先順位や財源の配分を考えて対応してまいり

ます。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 7日の定例記者会見において、「今後生徒数増加が見込まれる下根中学校において、校舎増築は取りやめ新中学校をつくる」と表明され、「教室不足はプレハブ校舎で対応し、新中学校は300人規模」と述べられました。プレハブ校舎といっても、ピンからキリまでであると思います。「夏は暑く、冬は寒い」といったものでは、教育環境に問題があると考えます。プレハブ校舎とはどの程度のものかお伺いいたします。

また、300人規模とおっしゃいましたが、現在ひたち野うしく小学校の6年生は4クラス、5年生以下は5クラスとなっており、生徒数を考えると2年もたないうちに増築をしなければ間に合わないという状況でもあると考えます。この2点についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 再質問についてお答えします。

中学校新設までの下根中での生徒数増にはプレハブ校舎で対応してまいりますが、この際には特別教室や図書室など子供たちが毎日過ごす普通教室以外の教室を配置するなど、教室配置の面で工夫いたします。また、プレハブのグレードについても検討するなど、さまざまな工夫で子供たちの教育環境への影響を最小限にとどめられるように努力してまいります。

次の質問であります。新設中学校の規模として、300名との新聞発表記事だとございますが、新設する中学校については1クラス35名程度で3クラスが3年ということで、300名くらいという規模で発言した次第でございます。実際には通学区等の問題とかかわってきますので、実情に合わせた学校規模が定まってくるものと考えております。今後プロジェクトチームをつくり、そのあたりも検討いたしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 今御答弁いただいた内容では、学区の編成もあり得ると私は理解をしたんですけども、学区の編成を考えるのであれば、第一次の中学校の増築という、下根中学校のプレハブではなくて増築ということも考えられたらいかかなものかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ただいまの秋山議員の再質問にお答えをしたいと思います。

プレハブ校舎での増築ということで今市長から答弁させていただいたわけですが、これまで鉄筋コンクリート造の増築校舎ということで計画を進めていたものを、今回白紙に戻すということで、仮設的な教室ということになります。ただ、今市長の答弁にもありましたように、プレハブという工法でありましていろいろグレードがございます。例えば中根小の増築

校舎、これ一部プレハブ校舎を使っではいるんですけども、この校舎あたりですと外見上は全然鉄筋コンクリートと変わらない。それから、耐用年数も30年近くあるというような状況もございますので、それが増築という言い方になるのか、あくまでも新設の中学校ができるまでの仮設の校舎というふうに考えるのかという、ちょっと考え方の違いにはなるかと思いますが、一応あくまでも仮設的に新設の中学校ができるまでの仮設的に子供たちに使ってもらう校舎だというふうに御理解をいただければというふうに思います。以上です。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 秋山議員の先ほどの御質問でございますが、私は基本的にはまず子供たちの環境はどうあるかということを考えました。そして、多くの1,000人を超える規模の学校がどうあるか考えました。また、財政的にもさまざまな問題がございます。でも、一番先に私が考えるところは、子供たちの環境ということを考えました。それについて、私はこのような政策といいますか、このようなひたち野うしく中の建設が最優先、最もいいだろうと私は判断しまして、この政策をこれからも皆さんの御協力とともに進めてまいり所存でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） このたびの市長選で、根本市長が当選された一つの要因は、公約に掲げられたひたち野うしく地区の中学校新設にもあると考えますが、これまで述べた理由と茨城県の教諭数が不足していることから、現時点での必要性は今までどおり私どもはないと考えております。

2番目といたしまして、市役所職員構成についてお伺ひいたします。

牛久市の職員数は、現在正規職員が345人、非常勤職員は約620人という構成になっております。確かに、非常勤職員の数が大きく上回っており、市長はこれを特異な構成になっているとおっしゃいましたが、児童クラブ指導員や保育士、保健師、調理師の非常勤職員が42%を占めており、事務職は2割程度しかおりません。また、定期的に新卒採用をされておらず、20代の職員の数が少ないとおっしゃいましたが、これまでに新規採用はされており、技能者の採用もこれまで積極的に行われたと認識しております。正規職員が少ないからサービスが低下しているとは考えておらず、非常勤職員の仕事内容は常勤に劣らず非常に頑張っていると感じております。

市長が考えていらっしゃる職員の採用のあり方、不均衡な年代別職員のあり方、正規職員の適正な人数の確保、臨時職員のあり方などを、どのように見直されるのかお伺ひいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 秋山議員の市役所職員構成についての見直しについての御質問にお答

えいたします。

現在の牛久市役所の職員構成については、常勤職員、非常勤職員等の多種多様な職種がそれぞれの役割に応じた形で職務に従事しております。非常勤職員は常勤職員の減少を補い、業務のプロとしての現場でのサービス低下を防ぐとともに、課された役割に応じた能力を発揮しております。

一方で、「任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営」という原則を維持するとともに、年齢分布の偏りから来る業務の継承問題にも対応しなければならないと考えております。そのため、経験豊富な定年退職者の再雇用につきまして、再任用制度の活用も検討しながら、今後の職員構成の見直しに必要なコストやそれによる影響も考慮しつつ、常勤職員、非常勤職員のバランスを見きわめた計画的な職員の採用を進めてまいります。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 今市長のほうから御答弁を頂戴いたしましたけれども、私は現在の職員構成について質問しているわけではありません。根本市政になられて、今後の構成についてのどのようなお考えを持っていらっしゃるのか伺っているわけで、若干ちょっと質問とは答弁が違ったかなと思います。

市長は、選挙運動期間中にこの職員構成について御発言されていたことから、それなりの具体的なお考えがあったのではないかと思います。現時点ではそこまで考えていらっしゃらないということで、これからということなのでしょうか。理解をいたしました。

では、正規職員をふやした場合、非常勤職員の削減はあるのか。またその場合、非常勤職員を正規職員にするということもあり得るのか、お伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 常勤職員の採用増加に伴い、非常勤職員の削減はあるのかという御質問でございますが、まず常勤職員につきましては急激に採用をふやすことは現実問題として難しいと考えております。そのため、年齢構成の最適化を踏まえた計画的な採用を行ってまいります。

非常勤職員につきましては、市民サービスや事務事業の継続に必要な職員数を常勤職員とバランスを考慮した中で検討してまいります。現在任用している非常勤職員については、その能力の実証を踏まえ、職務への適格性を考慮し再任用していくこととなりますが、常勤職員への任用を希望する者については従来どおりの経験者枠での採用試験を受けられるよう考慮してまいります。さらに、合格した職員につきましては、その後の人材育成についてもしっかりと対応してまいります。以上です。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 平成15年度から平成26年度までの常勤職員及び非常勤職員の人件費の推移からすると、常勤職員の給料及び共済費、非常勤職員の報酬、社会保険料の増加などが挙げられておりますが、その一方特別職・一般職の退職手当負担金率の引き下げ等により、前年度と比較すると約3,800万円の減少となっております。選挙運動中の市長の御発言では、90人からふやすこととなりますが、その財源はどうするおつもりなのでしょうか。1,000万円、2,000万円の単位ではなく、何億もの財源が必要となります。12年間かけて人件費を削減してきたことに対して、今後この財源についてどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 正規職員の採用計画につきましては、現在の事業の継承や必要経費の見込みを積算した上で、これからの事業継続に対し必要な職員数を維持することを目的として採用計画を立ててまいりたいと考えております。人件費につきましては、急激な増加とならないよう、常勤職員を中心に非常勤職員を組み合わせ、市全体での予算に対するバランスを考慮した上、適切に対応してまいりたいと思います。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 今後もこれまでどおり、市の財政に見合った運営に取り組んでいただきたいと考えております。

3番目に、重点地域への防犯カメラ設置による地域防犯力の強化についてお伺いいたします。

8月13日、大阪高槻市の運送会社の駐車場で中学1年生の女子生徒の遺体が見つかり、同月21日一緒に行方不明になった同級生の男子生徒の遺体が竹林で発見された事件は、記憶に新しいと思います。このとき犯人の決め手となったのが、商店街付近の防犯カメラとコンビニエンスストアの防犯カメラの映像でした。また、東京都内のJR施設で不審火が相次いでいた事件でも、防犯カメラの映像が犯人逮捕に結びつきました。

町なかを歩いていると、柱や建物に設置されている防犯カメラが目に入りますが、最近では建物だけでなく道路沿いなどでも頻繁に目にするようになってきました。それだけ防犯カメラの必要性が問われる時代になったということでしょうか。また、こうしてたくさんの防犯カメラが町なかに設置されているということで、まちを歩く人たちは安心できますし、加害者側にとっては犯罪がやりにくくなるという犯罪抑止効果も期待できると考えます。

もちろん、犯罪が起きないにこしたことはないのですが、防犯カメラを設置することの意義として、少しでも犯罪が起きないようにすることと、万が一犯罪が起きてしまったときのための状況証拠の記録ができるようにすることが前提としてあり、そのように考えている人がふえ

ていることも事実であると言えます。

現在、牛久市内には434台の防犯カメラが設置されておりますが、市民の命を守る観点から交差点や通学路や危険箇所などの設置も必要かと考えております。市長のお考えをお伺いたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 「重点地域への防犯カメラ設置による地域防犯力の強化」についての質問にお答えいたします。

まず、現在の市内における防犯カメラの設置状況であります。平成27年9月末時点では434基の防犯カメラを設置しております。主な設置場所は、牛久駅やひたち野うしく駅、駅駐輪場、小中学校、市役所及び出張所、公園などの公共施設でございます。

平成25年に牛久警察署から市内の公園を中心とした施設20カ所に防犯カメラの設置要望が寄せられ、平成26年度末までに12施設に合計64基のカメラを設置完了いたしました。残り8カ所につきましては順次設置を進めており、今定例会に上池親水公園など6カ所の公園へのカメラ設置の補正予算を上程しております。

次に、重点地域と今後の設置についての考えにつきましては、御質問にあったように本年8月には大阪府高槻市で発生した中学生殺害事件や、9月に東京都内で発生したJR不審火事件の犯人逮捕に防犯カメラが大きく役立ったという報道がなされました。

防犯カメラは、犯罪発生時の犯人検挙や平時における犯罪抑止、加えて災害時における情報収集にも大変役に立つものであります。今後につきましては、警察指導のもと重点地域を定め、カメラの設置を進めたいと考えております。

重点地域とは、主要道路の交差点、商店街などカメラの設置により犯罪抑止や交通安全に大きな効果が期待される地域、また大雨などの災害時などに被害が予想される地域であります。また、ひたち野など共働き世帯が多く、空き巣被害の発生している地域も対象になると考えております。

警察や消防の意見を聞き、商工会などの連携も図りながら、こうした地域を決定して、カメラの設置を進めてまいります。

こうした地域にカメラ設置を進めることによって、犯罪抑止的な見地から地域防犯力が強化されると考えております。

一方で、市民参加型の防犯カメラ設置事業など、市民と連携した先進的な設置方法について調査、研究してまいります。

市は、安心・安全なまちづくりのため、今後も防犯カメラの設置を進めてまいります。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 市民の生命、生活を守るためには、これまでの公共施設だけではなく、ただいま御答弁いただいた重点地域への設置も必要であると考えます。また9月28日には、南6丁目に空き巣が入る事件がありました。ぜひ、ひたち野うしく地区だけではなく、高齢者が多い地区にもカメラ設置を検討していただきたいと考えます。

ただいま御答弁にありました市民参加型の防犯カメラ設置事業とはどのようなものなのか、お伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問にお答えいたします。

市民参加型の防犯カメラ設置事業とは、自宅や地域の防犯を目的といたしまして、住民や事業所の負担により道路等を撮影するように建物の軒先に防犯カメラを設置する取り組みでございます。先進的な事例といたしましては、松戸市で「市民参加型街頭防犯ネットワークカメラ事業」の名称で実施されております。この事業で、個人または事業所は、自己の建物の軒先に市の基準を満たす防犯カメラを設置いたします。カメラの所有者は、設置を申し込んだ個人または事業者となります。設置に当たっての作業、画像の管理、カメラの清掃点検業務は、市または市の委託業者により行われます。これらに係る費用を、所有者が一括または分割で払うものとなっております。撮影された画像は暗号化されまして、インターネットを経由しデータセンターに送られ、保存されます。犯罪捜査や法令に基づく場合を省きましては、画像の閲覧、提供は所有者に対してであっても行われておりません。以上が御質問への答弁となります。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 続きまして、大きな2番目といたしまして奥野小学校・牛久第二中学校の生徒減少対策についてお伺いいたします。

現在、市内には小学校8校、中学校5校ありますが、生徒の偏りが顕著であります。新市街地においては、転居者に伴い子供の数がふえ、教室が不足する状況である一方、東部地区の奥野小学校、牛久第二中学校においては、1学年1クラス、野球やサッカーなどのチームでプレーする部活ができない状況であります。子供たちが卒業した学校を決して廃校にしないためにも、何らかの手だてを講じなければならないと考えます。

小学校と中学校を合併すれば解決するとは考えられません。例えば奥野小学校と牛久第二中学校を何かに特化した教育を取り入れ、魅力ある学校にし、市内から生徒を募るのも一つの考えかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） ただいまの秋山議員の御指摘のとおり、現在の牛久市はひたち野うしく地区で児童生徒数の増加により教室不足が生ずる一方で、奥野地区では児童生徒数の減少でチームプレーの部活動が行えないなどの正反対の現象が生まれております。

牛久二中は、現在県南地区で2番目に小さい中学校ですが、最も小さい中学校が再来年度に統廃合になることが予定されておりまして、今後県南地区で最も小さい中学校になってしまう状況です。

奥野地区の奥野小学校及び牛久二中は、市内のほかの小中学校との距離が著しく離れており、単に隣接する小中学校の通学区域の一部を通学区域変更して組み入れるやり方で見直すことは難しい状況です。

今年度、文部科学省の委託事業であります少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業の中で、「小規模校を存続させる場合の教育環境の充実研究モデル校」として奥野地区の小中学校が全国の6カ所の中の一つに選ばれました。保育園から中学校までの一貫した教育、土曜日や日曜日の教育活動の充実、英語教育や環境教育などさまざまな取り組みを展開して、魅力ある学校づくりを検討してまいります。

さらに、小規模校での教育を受けたいという希望者に対して、通学区域に関係なく市内のどこからでも就学できる小規模特認校制度、これの導入なども検討を進めながら小規模校の存続策を研究し、将来にわたって地域の拠点となる学校づくりを目指してまいりたいと思います。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 最後に、このたびの記録的な大雨についてお伺いいたします。

台風18号から変わった低気圧の影響で、関東や東北では10日も雨が続き、栃木県や福島県では50年に一度の規模の記録的な大雨となり、関東や東北の11カ所で観測史上最多を更新いたしました。

常総市を流れる鬼怒川は、10日午後0時50分ころ常総市新石下付近の左岸の堤防が約20メートルにわたって決壊をし、浸水被害は約1万1,000世帯に上りました。市民の方より「牛久は大丈夫なのか」という問い合わせも多くいただきました。

そこで1点目として、牛久市の被害状況をお伺いいたします。床上・床下浸水、田畑の冠水、農作物の被害などありましたらお示しください。また、3世帯7名の方が安全確保のため自主避難されましたが、被害はなかったのかお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問にお答えいたします。

市では、人的被害もしくは床上・床下浸水などの大きな被害は出ておりませんが、南1丁目と南4丁目の2カ所で下水のマンホールから汚水が道路上にあふれました。また、桂町と久野

町で道路のり面の一部が崩れる被害がございました。また、今回の豪雨による水田への冠水はあったものの、牛久市の農作物への被害は出ていないと確認しております。

次に、土砂災害危険区域に指定されている城中町の崖地で、当日パトロールをしていた市職員が崖の亀裂と思われる箇所を発見しました。その報告を受け、その時点までの累積雨量及び今後予想される降雨量などから判断し、牛久市地域防災計画の定めるところにより崖が崩れた際に影響を及ぼすおそれのある3世帯7名に避難指示を出したものでございます。これにより、2世帯4名の方については災害時の協定、「災害時における福祉避難所の指定並びに設置及び運営に関する協定」を締結している社会福祉法人慈陽会の特別養護老人ホーム元気館に避難いたしました。1世帯3名の方については、城中区民会館に一時立ち退き避難をし、その後親戚の家に避難していただきました。崖の亀裂と思われる箇所につきましては、天候の回復後土のうで補強する措置を行い、被害はございませんでした。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） ただいまの御答弁の中に、南1丁目と4丁目の被害状況がありました。今後污水排水の対策、どのように進めていかれるのかお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 下水の噴出等の被害に遭いました場所の今後の改善策について御説明いたします。

今回噴出被害のあった場所は、以前にも豪雨時に同様の被害が発生していることから、今年度当初からその原因を究明するために現地調査を実施しておりました。被害箇所周辺は複数の污水管が集まり、汚水量が多いため、被害が発生している宅地の污水配管を余裕のある別ルートへつなぎかえることにより汚水量を軽減し、また、被害箇所の下流においても流れをよくするためのバイパス管を設置するなどの対策工事を既に発注しており、現在施工に向けて準備を進めているところでございます。

また、この地区の污水管は使い始めてから既に35年経過しており、污水管自体の老朽化が進み、管の腐食や破損、正しい勾配がとれていないものなどが多く見られることから、平成25年度から長寿命化工事として国の補助金を活用し、緊急性の高いものから順次改修工事を実施しております。今後も引き続き改修を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 常総市では記録的な豪雨で鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害が出た地域の住民に堤防の決壊前に避難指示を出さなかったことについて、「ミスだった」と認め「そこが決壊するとは思っていなかった。大変申しわけなかった」と市長が謝罪をいたしました。

た。常総市の洪水ハザードマップでは、市役所は一、二メートル浸水する地域とされており、100年に1回程度起こる大雨で鬼怒川が氾濫した場合を想定していました。これらのことから、ハザードマップがつけられていたにもかかわらず、十分に活用されていなかったことがうかがえます。

本市のハザードマップには、33カ所の土砂災害警戒区域が設定されておりますが、今回の豪雨において活用されたのか。また、追加する地域があったのかお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問にお答えいたします。

まずハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲等を地図化したものでございます。なお、洪水ハザードマップにつきましては、国または県が洪水により相当の被害が発生するおそれがある河川について、これらが氾濫した場合に浸水が想定される区域を「浸水想定区域」として指定し、水防法第15条第3項の規定によりこの区域を含む市町村が作成することとなっております。この「浸水想定区域」は、綿密なシミュレーションにより浸水が想定される区域やその水深などをデータ化し図示したものであり、洪水ハザードマップはこれをもとに避難経路や避難場所等円滑な避難行動に必要な情報を加え、当該市町村が作成するものでございます。

したがって、牛久市にはこの「浸水想定区域」がないため、現在洪水ハザードマップは作成していない状況でございます。牛久市では、茨城県が指定した土砂災害警戒区域を示した「牛久市土砂災害警戒区域指定箇所マップ」と、懸念されている茨城県南部地震が発生した際市内の揺れやすさの分布を示した「牛久市ゆれやすさ防災マップ」の2種類のハザードマップがございます。

「牛久市土砂災害警戒区域指定箇所マップ」は、御承知のとおり現在牛久市内で土砂災害を警戒すべき33カ所をあらわしたものです。このマップは、土砂災害が起こるおそれのある区域について危険の周知を行うことを目的に作成したもので、県から区域の変更の通知があった場合に改定されております。

なお、これらのマップは窓口での配布を行うとともに、牛久市のホームページ上に掲載しております。

今回の豪雨において、特にパトロールをする際の重点区域として土砂災害警戒区域指定箇所、及び氾濫の危険性のある河川や道路を中心にパトロールを実施いたしました。具体的には、「牛久市土砂災害警戒区域指定箇所マップ」のコピーを作成し、パトロールする区域を示した地図を職員に携行させ、漏れのないように情報収集に当たらせました。これにより、今回の避難指示においても城中町でパトロールしていた職員が土砂災害警戒指定箇所の崖に亀裂と思わ

れる箇所を発見しております。

現時点において、ハザードマップに追加すべき地域はございません。また、冠水箇所等の災害対応に際しましては、建設部道路建設課雨水対策室が作成いたしました平成20年以降の地図がございます。今後もこれらの地図を警戒、情報収集、伝達、避難判断等に効果的に活用してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 続きまして、災害時における市民への伝達方法についてお伺いいたします。

現在の家の構造は気密性がすぐれており、防災無線が聞き取れないといった声も多く、特に高齢者の方はテレビでしか情報を得ることができず、不安であるとの声が聞かれました。市民への情報伝達方法としては、防災無線、かっぱメール、FMラジオなどがありますが、十分周知されたと思うかお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問にお答えいたします。

9月10日に発生した豪雨災害において、防災行政無線やかっぱメールで放送したのは大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報、大雨特別警報等の気象警報や、牛久市の警戒体制である災害対策本部の設置の情報でございました。

防災無線においては、以前よりお住まいの地域などにより聞きづらい場所があるのは御承知のとおりでございます。また、かっぱメールは携帯電話を持っている方が登録しなければ、配信された内容を確認することができません。このように、防災行政無線やかっぱメールでは全市民に対して十分な情報伝達はできません。このため、市では防災無線の内容を聞くことができるサービスとしてフリーダイヤルのテレホンサービスを行っております。また、かっぱメールの登録については、市民部情報政策課で説明を行い、登録促進に努めております。

これらの避難情報の市民への伝達手段につきましては、防災行政無線、コミュニティFMラジオ放送、地上波デジタルテレビのデータ放送や広報車、かっぱメール、エリアメールなど、さまざまな媒体を駆使して危険度の周知を図る体制を整えております。特に、平成27年8月にはNPO法人牛久コミュニティFMラジオ放送と「災害時における情報発信に関する協定」を締結し、各警報や警戒情報などを放送し、周知しております。

また、現在テレビのデータ放送で避難指示等の情報を確認することができます。この使用方法ですが、まずテレビの「データボタン」を押し、「地域の防災情報」から「避難情報」と選択すると、地域の避難情報を確認することができます。

市といたしましては、市民の皆様への各警報や警戒情報など、災害情報の伝達に最大限の努

力を払い周知してまいります。市民の皆様も「自分の身は自分で守る」自助の精神をもって災害情報収集手段を確保し、正確かつ迅速な災害対応に当たっていただけますよう、御理解のほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 常総市では、言葉の壁から外国の方が防災無線で何を言っているかわからなくて、避難がおくれ孤立した方もおり、詳しい情報が得られず不安にかられる外国人が少なくなかったということです。牛久市においても、9月現在1,000人以上の外国の方が住んでおり、不安を感じた方も多かったと考えます。そこで、外国の方への対策をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問にお答えいたします。

現在牛久市には、平成27年10月5日現在約1,041人の外国人の方が暮らしておられます。その中には、日本語の理解が十分でなく、日本の生活習慣にふなれで、地震発生時の対応やその後の生活にさまざまな不安を持つ外国人もいると思われまます。牛久市では、こうした外国人の不安を解消し、安心して暮らすことができるよう、外国人の方に対する情報を提供し、外国人の安全確保及び早期に生活の安定化を図るため、外国人に対する防災意識の普及啓発と災害時の情報発信体制などの外国人支援策を推進しております。

まず、牛久市役所の総合窓口課では、初めて牛久に来られた外国人の方に外国語で書かれた災害時マニュアルを配付しております。災害時のマニュアルには、外国人が被災した場合の対処方法などが記載されており、連絡や医療活動を円滑に行うため氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記入するようになっており、携行していただくようお願いしております。また牛久市ホームページでは、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語及び日本語の7言語に対応し、災害情報を掲載しております。

外国人の方の中には外国人のネットワークを構築し、災害に対する生活をされている方もおられますが、「自分の身は自分で守る」自助の精神をもって災害情報収集を確保し、正確かつ迅速な災害対応に当たっていただけますよう御理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 10日には大雨特別警報が発表され、災害対策本部が設置をされました。10日早朝6時5分のかっぱメールでは土砂災害警戒情報が発表され、小学校での情報では「台風等の影響により、昨日来断続的に強い雨が降っています。登校の際は、安全に気をつけて登校するように。また、下校は通常どおり」との配信がありました。本市への被害はなか

ったとはいえ、児童生徒の安全対策として万全だったのか。本市として休校にするという策はなかったのか、御所見をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） このたびの記録的な大雨の中での児童生徒への安全対策につきましてお答えします。

登校の判断に関しましては、前日から天候悪化が明らかな場合には前日のうちに行いますが、判断が難しい場合には市内小中学校それぞれの地区により状況が異なるため、午前6時を目安に各学校長が判断します。市教育委員会も、その判断のための相談や報告を受けることとなっています。当日も、天気予報の情報をもとに各学校で判断し、おのおのの学校からかっぱメールで各家庭に登校に関する注意喚起をいたしました。

当日は、災害発生に備えて災害対策本部が設置され、7時45分には大雨特別警報が発表されましたが、その時点では児童生徒は既に登校を始めていましたので、通学路において各学校職員による登校安全指導を実施し、児童生徒を迎えました。また、教育委員会では各学校に状況報告を指示し、8時30分の時点で登校完了を確認いたしました。

また、帰宅時間に関しましては、臨時校長会を開きまして、下校時間までには天候が回復することを確認し、通常どおりの下校といたしました。

休校の判断に関しましては、当日の朝6時の時点では大雨特別警報も出ておらず、休校の判断とはいたしませんでした。

暴風雨、その他悪天候の場合には的確に気象情報を収集し、児童生徒の安全を第一に、教育委員会が主体となって登校について判断します。

なお、10月2日の爆弾低気圧による悪天候予報の際には教育委員会の判断で、全校で始業時間を2時間おくらせる措置をいたしました。以上です。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） では、以上で一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番石原幸雄君。

〔15番石原幸雄君登壇〕

○15番（石原幸雄君） 改めまして、おはようございます。石原幸雄でございます。

質問に入る前に、一言申し上げます。根本新市長におかれましては、このたびの市長選挙での御当選、まことにおめでとうございます。心からお祝いとお喜びを申し上げる次第であります。なお、今後は健康に十分に留意をされまして、8万4,000市民の先頭に立ち、うそのないまともな市政運営に努められますよう御期待と御祈念を申し上げます。

それでは、ただいまより通告に従いまして、初当選以来60回目の一般質問を行わせていただきます。

まず第1点目といたしまして、新市長の政治姿勢について3項目のお尋ねをいたします。

まず初めは、県政とのねじれの解消策についてであります。

申し上げるまでもなく、前市長はその言動の激しきで有名であります。前市長の言動が茨城県知事との間に政治的なねじれを生み出してしまったことは、周知の事実であります。しかるにそのねじれは、特に官民を問わず本市の活力を向上させるためには不可欠とされる開発行為等の面で差しさわりがあると言っても過言ではないのであります。

すなわち、国道6号バイパスの整備に対し茨城県側は明確な態度を示していないことに加えて、圏央道が通過する本市と阿見町との境界付近については、両自治体側に開発が可能な多くの土地が存在するにもかかわらず、近年阿見町側には大手の乳製品メーカーの製造工場が誕生したことに続いて、最近は大手の住宅メーカーの配送センター等の設置が決定したのであります。さらに、JR常磐線荒川沖駅の東口から阿見町の役場に至る都市計画道路沿いには、今後発生が予想される大きな災害等への備えの一環として、さまざまな施設を整備するための数百億円のビッグプロジェクトが計画されていると聞き及んでおりますが、このような事実から推察すると、一連の開発行為にかかわる事前申請の段階において、茨城県側から本市よりも近隣の自治体への設置を優先してはいかがかという趣旨の何らかの示唆があるとの危惧を抱かざるを得ないのであります。

ところで、本市にはかつて茨城県から副市長が出向しており、茨城県との関係も良好であったと認識をしておりますが、前市長の知事への誹謗中傷とも思われる言動が明確化し、本市と茨城県との政治的なねじれが発生したことから、平成22年4月1日以降茨城県からの副市長の出向が取りやめられ、今日に至っているのであります。

そこで、前市長の知事への誹謗中傷とも思われる発言に端を発する本市と茨城県との政治的なねじれを解消し、本市の活力を向上させる意味で、副市長の複数制度の導入など何らかの役職での県職員の出向を復活させることが極めて肝要であると考えてるのであります。県政とのねじれの解消策についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

続いて、義務教育の政治的中立性の確保策についてお尋ねをいたします。

御承知のように、義務教育においては子供たちを伸び伸びと健全に育て上げる意味で、教育の政治的中立性の確保が重要であることは論をまたないところでありますが、その根拠は教育基本法第14条第2項及び義務教育諸学校における教育の政治的中立性の確保に関する臨時措置法第3条に規定されております。

しかるに、本市の5名の教育委員のうち、これまで3代にわたり特定政党に属する市議会議員の経験者が任命されてきたことは周知の事実であります。3代目となる現在の教育委員について、教育委員に求められる政治的中立性を忘れて選挙に際して特定の候補者や特定政党のために行動し、特定政党の支持母体への働きかけをしているとの声が、その政党员や支持者の中から聞こえるのであります。ところで、本市の近隣自治体の教育委員について調査をしたところ、本市のように特定政党に属するOB議員を教育委員に任命している自治体は見受けられないことから判断すると、本市のケースは極めてまれであると言わざるを得ないのであります。

そこで、教育委員の任命に際して義務教育の政治的中立性にかかわる透明性を確保する観点から、今後は特定政党に属するOB議員を排除すべきであると考えてるのでありますが、この件についてはどのようにお考えでしょうか。あわせてお尋ねいたします。

さらに3つ目といたしまして、うしくグリーンファームへの今後のあり方についてお尋ねをいたします。

御承知のように、うしくグリーンファームは平成23年2月に設立され、現在は農業生産法人として活動していると認識をいたしております。しかるに、うしくグリーンファームについては、設立当初より農業者を中心とする東部地域の住民から、次のような疑問の声が多く聞かれるのであります。すなわち、「農業の素人集団が農作業に従事しても、成果を上げることは容易ではない」とか、「このような事業は、本来行政の行う事業としてはふさわしくない」とか、「グリーンファームの存在は、地元の農家に対する挑戦である」など、否定的な意見が圧倒的でありました。

一方、うしくグリーンファームの経営状況は、決算報告書上は黒字とされているものの、設立初年の平成23年度が1,000万円、同24年度が1,600万円、同25年度が1,400万円の補助金が毎年本市から拠出されるなど、累積では赤字の状態であると聞き及んでおります。ところが、そのような経営状況にもかかわらず、うしくグリーンファームは近い将来の観光農園化を目的として、隣接自治体である阿見町町内の7.6ヘクタールの国有農地を3,060万円で購入するなど、行政による不動産業とやゆされる行為を実施しているのであります。

ところで、東部地域の懸案事項の一つに、茨城県が事業主体となり進められている千葉茨城道路の整備事業がありますが、この道路は市道7号線沿いに立地しているうしくグリーンファ

ームの近辺を通過し、圏央道の阿見東インターチェンジに隣接するアウトレットモールに至ると想定されることから、この道路が完成すれば両道路を往来する車が今後ますます増加することが見込まれます。

そこで、この際千葉茨城道路及び市道7号線を往来する車両を呼び込む施設として、うしくグリーンファームをより有効に活用すべきと考えます。具体的には、地元住民や農家等に不評であるうしくグリーンファームを解散し、地元の農業者に農産物の直売所などとしてその敷地を開放すること、加えて阿見町内の7.6ヘクタールの農地に関しては、民間の事業者等への売却を検討することではありますが、うしくグリーンファームの今後のあり方についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

次に第2点目といたしまして、学校給食用の食材にかかわる地産地消等についてお尋ねをいたします。

御承知のように、本市の小中学校の給食用の食材のうち野菜類については、地産地消の一環として教育委員会の担当課が納入業者に対して、原則として本市の青果市場で調達したものを納入するよう指導をしていると聞き及んでおります。

しかるに、私は最近次のような事実を耳にいたしました。すなわち、学校給食用食材の納入業者のうち複数の業者が、本市の青果市場での調達額が同業他社に比べて少ないとの理由で、本年4月本市の教育委員会の担当課から食材の納入契約を打ち切られたというものであります。それゆえ、当該の複数の業者に本市の青果市場での調達額が少ない理由を尋ねたところ、本市の青果市場に持ち込まれている野菜類は他の市場で販売されているものよりも高額であるので、おのずと調達額が少なくなるとの回答でありましたが、その背景には主に市外のある業者が本市の農家等から野菜類を一旦購入し、それらを青果市場に持ち込んだ上で給食用食材の納入業者が購入して、各学校に納入するという複雑なシステムの存在がかいま見えたのであります。

加えて、市内の農家等で季節的に調達が不可能な野菜類については、市外のその業者が東北地方や北海道から調達し、それらを青果市場に持ち込んだ上で販売しているとの指摘もあることから、これでは本当の意味での地産地消と言えるのか大いに疑問であるとの声が聞かれるのであります。

ところで、学校給食用の食材の納入契約を打ち切られた一部の複数の業者は、申し上げるまでもなく本市の市民であり、納税者でもあります。教育委員会が本市の青果市場での購入金額にのみ重点を置く形式的な地産地消にこだわる余り、その1点を理由に青果市場での購入金額が他に比べて少ない納入業者との契約を打ち切ることは極めて問題であると同時に、このような教育委員会の姿勢は本市の将来を担う大切な子供たちを預かる学校を管理監督するという同委員会の崇高な使命にふさわしいものではないと判断をいたします。

そこで、お尋ねをいたします。学校給食用の食材にかかわる地産地消については、市外の業者による青果市場への持ち込みを取りやめ、可能な限り市内の農家による直接の持ち込みに改めることにより、本当の意味での地産地消の確立に努めるとともに、食材の納入業者については青果市場での購入額にこだわることなく、これまでの納入実績を参考にして決定すべきであると考えておりますが、学校給食用の食材にかかわる地産地消等についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

最後に第3点目といたしまして、消防団の公費での運営についてお尋ねをいたします。

申し上げるまでもなく、28個の分団から形成される本市の消防団は、費用弁償として災害発生時の出勤手当等を支給されております。しかるに、全ての消防分団の運営上、本市から支給される費用弁償だけで対応することは極めて容易ではないことから、全ての消防分団が管轄区域内の行政区等からいわゆる消防団協力金を受給しておりますが、この協力金については以前から次のような問題が指摘されていると認識をいたしております。すなわち、本市の消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の第11条第4項には、「職務に関し金品の寄贈または供応接待を受け、またはこれを請求するなどのことがあってはならない」と規定されていることに続き、同条第7項には「消防団または団員の名義をもってみだりに寄附を募る行為をしてはならない」と規定されていることから、全ての消防分団が行政区などから受給している消防団協力金については、条例の禁止事項に抵触する可能性が大であるというものであります。

ところで、消防組織法第8条には、「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない」という規定があります。それゆえ、本市は全ての消防分団に対して、行政区などから消防団協力金を受給することを取りやめさせるとともに、消防組織法第8条の条文を素直に解釈し、消防団協力金に相当する費用については費用弁償とは別枠で、公費で負担することを検討すべきであると判断をいたします。

なお、消防団協力金に相当する費用の公費化に際しては、これまで全ての消防分団が行政区などから受給してきた消防団協力金の総額の平均を、1個当たりの消防分団に対する支給額の基準としてはいかがかと考えますが、消防団の公費での運営についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

以上で私の第1回目の質問を終わりますが、答弁の内容によりましては再質問をいたします。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、石原議員の県政とのねじれ、それからグリーンファームについてお答えいたします。

石原議員の県政とのねじれでございますが、その解消策についてお答え申し上げます。

私は、牛久市が活力にあふれた誰もが住みたいまちを目指していくためには、基本的自治体としてみずからの努力だけではなく、他の市町村や県国との協力、連携は非常に重要であると考えております。県知事と市長とは、緊密なコミュニケーションをとれる関係であるべきだと考えております。そのために、私は市長当選後に任期前ながら橋本県知事と会談する機会を得て、互いに住民の皆様の生活をよりよくするため、友好的な関係の中で連携と協力を密にしていきたいとの思いを伝え、県知事の同意もいただいたところであります。

先月の関東東北豪雨による被災のニュースに接するたびに、国、県、市町村の常日ごろからの友好的な関係は非常に重要であることを、私は強く感じております。議員の皆様にも、よろしく御協力お願い申し上げます。

また、県職員の出向に当たりましては、副市長初め皆さんとよく話し合い、対応を決めてまいりたいと思います。

次に、うしくグリーンファームの今後のあり方についての御質問にお答えいたします。

うしくグリーンファームは、これまで耕作放棄地の解消をしながら小麦や菜種、大根、ジャガイモなどを生産してまいりました。特に小麦につきましては、御存じのとおりパンやうどんに加工し学校給食に提供していることから、会社としての供給責任もでございます。

また、地元の地権者からお借りして耕作している畑が約33ヘクタールございます。これらの農地は、農家の方々が耕作することができなくなったために、グリーンファームが無償で借り受け、耕作している状況であります。このようなことから、グリーンファームが仮に解散することになった場合、学校給食へのパンやうどんの提供ができなくなったり、現在耕作している農地が荒廃してしまいます。

グリーンファームの敷地の農産物の直売所としての利用につきましては、隣接の阿見町では追原地域に道の駅を計画し、平成31年オープンに向けて整備するとしており、龍ヶ崎市においても同時期のオープンを目指していると聞き及んでおります。市内においても現在4カ所の直売所があり、またスーパーの地場産コーナーでの直売など、多くの方法で直売を実施しております。このような状況から、競合も避けなければならないと考えております。

また、グリーンファームが使用している施設につきましては、国からの補助金を活用して建設されておりますので、直売所として利用した場合は目的外使用となり、補助金を返還することになります。

以上のことから、現時点でグリーンファームを解散し、その敷地を直売所として開放することはできないと考えております。

また、2月に取得しました阿見町地内の7.6ヘクタールの土地につきましては、農業を営

むことを目的として、阿見町農業委員会の総会を経て取得したものでありますので、現時点での売却は考えておりません。

なお、本年の第1回定例会の石原議員の一般質問でもお答えしたとおり、当該地は牛久市と隣接し、一団で7.6ヘクタールの広大な農地であるとともに、グリーンファームの拠点からも近く、移動が容易であるため農作業の効率もよい位置でございます。現在は、阿見町に耕作放棄地再生利用交付金の申請を行い、畑として利用するための再生作業に着手しております。ことしから来年にかけては土づくりを行い、平成29年にグリーンファームの収入の柱となっているジャガイモを作付する予定です。

今後生産性を上げ、収益を伸ばし、健全な運営を図っていくためにも必要な土地でありますので、御理解いただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 新市長の政治姿勢についての御質問2番、教育の政治的中立性の確保策につきましてお答えをいたします

教育委員会委員の任命に当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定によりまして議会の同意を得て任命しているもので、現在委員につきましてもそれぞれに議会で御審議いただいた上で任命されているものと理解しております。また、同法律の第7条第2項では、同一政党に所属する委員が委員全体の過半数を超えないよう制限する条項もあり、制度的に委員会の政治的中立性を確保する仕組みとなっております。

また、個々の委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条に「積極的に政治運動をしてはならない」ことが規定されておまして、この点につきましても教育委員会内で再度理解を深めてまいりたいと考えております。

これまでの教育委員の任命におきましては、特定の政党の委員が3代にわたり続いていることは事実でございますが、それぞれが人物重視で市議会において御審議いただいた上で就任されているものと理解しております。

今後の教育委員会委員の選任に当たりましては、議員の御指摘も十分念頭に置きつつ、教育行政の執行者としてふさわしい人物重視の選任を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

続きまして御質問2番、学校給食用の食材にかかわる地産地消等についてお答えをいたします。

市では、教育指導要領及び「うしく食育推進計画」に基づきまして、児童生徒に規則正しい食生活の大切さや地場産食材を取り入れた「牛久の味」を伝えるとともに、地産地消をさらに推進することを目的として学校給食を実施しております。

そこで、給食食材の野菜等は牛久産を積極的に使用する「顔の見える」野菜を目指し、市営市場の協力をいただき市内農家より多くの食材を納入していただいております。特に市内農家の中から、給食食材を中心に作付出荷をする約束をいたしました「給食食材部会」をつくらせていただき、年間を通した生産をお願いしており、市営市場、食材納入業者を介して学校に届けられております。

これに加えまして、食材納入業者の方々には学校給食の地産地消の観点から市営市場に出荷された給食食材部会以外の市内農家が生産した野菜を購入し、学校給食食材として納品していただくようお願いしております。このことによりまして、食材の生産・流通・消費というサイクルを牛久市内で可能な限り構築し、多くの市民がこのサイクルにかかわることで市内経済の活性化が図られると考えるところでございます。

しかしながら、主要食材でありますタマネギ、ニンジン、ジャガイモにつきましては、収穫時期の関係でどうしても北海道や九州産を使用せざるを得ない状況でございます。また、市内では栽培されていない作物も食材として使用されていることから、こうした食材の品質、安定供給を確保するため、市営市場が青果仲卸業者より一括して仕入れを行っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、市営市場において取り扱う地産野菜等につきましては、農家より直接搬入されているものでございまして、業者を介しての搬入をすることは一切ございません。

次に、この4月から納入契約が継続できなかった業者の件でございますが、食の安全を守ることを前提に議員の御指摘を踏まえ、牛久市が取り組む地産地消の考え方を御理解いただいた上、広く市内青果物取り扱い業者の参入を図ってまいりたいと考えており、当該業者につきましても再契約の準備を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 御質問3番、消防団の公費での運営についての御質問にお答えいたします。

市は、消防団の被服費や運営費用、各分団の消防車の購入・維持管理費用、消防水利や器具庫の新設・維持管理費用など、消防団活動に要する全ての費用を負担しており、その総額は7,912万円となります。また、団員個人には役職に応じた報酬と出勤手当としての費用弁償を支給しています。

今年7月には、団員の処遇改善を目的として、4月にさかのぼり報酬と費用弁償の額の引き上げを行いました。報酬につきましては、役職に応じて分団長7万3,000円、部長4万2,000円、班長3万5,000円、団員3万円の年額報酬を支給し、費用弁償は訓練、火災出勤などについて1回3,000円を支給しております。

消防団全体の報酬と費用弁償の総額は約2,500万円となっており、1分団当たりの報酬と費用弁償の総額は、団員20名を想定すると約108万円となっております。

御質問にあるいわゆる「消防協力金」につきましては、地域の消防団員が消防団の活動を超えて、地域の一員として行政区や地域のさまざまな事業に参加協力し、地域活性化の一翼を担っていることなどに対し、地域の青年グループとしての消防団を応援する意味を込めた支援金と認識しております。また、これは消防団と行政区や住民の皆様の間で長年慣例的にやりとりされてきたものであり、市は関与しておりません。

市といたしましては、今後も引き続き消防団活動に要する費用については全て市が負担することを原則として進めてまいります。

また、今後も必要な団員の処遇改善を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 先ほどの石原議員のグリーンファームについてでございますが、グリーンファームは前年度は直接的な補助金はないということございました。私は、基本的にこの会社が自立することを、まず望んでおります。もしそれがかなわなければ、また皆さんとも協議しながら今後についてのグリーンファームのあり方を、私は皆さんで模索したいと思いません。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 数点について、確認の意味で再度のお尋ねをいたします。

まず、1点目の政治姿勢の中での県政との流れについてということでございます。

市長のほうからは、答弁として県職員の出向を考えていくんだという明確なお答えがありました。これは文字どおり県職員の出向もあり得るというふうに理解をしていいのかどうか、確認の意味で再度お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 県との連携を深めていく上で、やはり人的交流というのも大変な要素であることは、私は認めております。ただ、これにつきまして具体的にどうするかということは、今から副市長と話しながらこれから対応して決めたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 次に、グリーンファームということについてでございますが、市長のほうからは給食用食材の提供者として位置づけを考えているということでございますが、7.6ヘクタールの土地についていま一つお聞きしたいと思います。現時点での売却は考えていな

いということでしたが、これは将来的には市長、どういうふうにお考えでしょうか。改めてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 土地購入については、前市長がいろいろ皆さんにお諮りした件がございます。それで、私もいろいろ考えるところでありますが、ただあちらの農業委員会の許可を経たということもありますので、すぐ売るとかすぐ何かするということはまずできないこととあります。そして、とにかく今その土地を、どうして買っただけに見合う用地にするかということを考えましたとき、今非常にジャガイモの買い付けがよろしい。それで、ある程度の採算がとれるんじゃないかということを知っています。とにかく今やるべきことは、その土地をこのグリーンファームで活用して、いかに収益を上げることを考えまして、そしてこれからのグリーンファームの会社にどう寄与するかを考えてまいります。よろしく願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） そういたしますと、再度お尋ねをいたしますが、7.6ヘクタール購入した土地については、将来的には状況によって売却もあり得るんだというふうな理解でよろしいかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私は、先ほども言いましたが、この会社が自立していくことが一番肝心なこととございます。自立できないときは、その手段としていろいろな方法が考えられると思っております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 次に、消防団の件について確認の意味でお尋ねをしたいんですが、今次長のほうからる答弁がございましたが、この消防団に支給されているというお金については牛久市で出しているものは全て税金から出しているわけでありまして、そういう意味では市民が納入したというか、市民が納めたものを提供しているわけとございます。そして協力金についても、市民から行政区等を通じて提供されているものというふうには理解をしておりますが、より透明性を確保するという意味においては、出どころが同じ市民ということであれば、行政のほうから一括して提供をしても差し支えがないということだというふうには私は理解をするし、そのほうがより透明性が高まってくるのではないかとこの辺についてはいかがでしょうか。再度お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 先ほど答弁でもお答えしたとおり、やはり消防団そのものの経

費につきましては市から支給しているという考えでございます。また協力金につきましては、消防団を超えた地域の青年団的な活動ということで子供会に助成したり、そういった一環として地域で協力金を出していると認識しております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） いま一つ私には、申しわけございません、よくわからないんですけども、ということは、市から費用弁償等は出すけれども、それ以外については今後一切検討することはないというふうに理解をして差し支えないのかどうか。確認の意味でお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 答弁でも申し上げたとおり、今後も必要な団員の処遇改善は行ってまいりたいと考えておりますので、費用弁償等以外の協力金につきましては、市予算としては出さない考えでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 市長、これ市長も長いこと消防団の幹部をやってこられてよくわかりかと思いますが、この協力金に関して市長はどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も消防をやっております、協力金ということで随分地元の皆様に御協力をいただきました。これは昔からの、要するに地元で一生懸命やっている皆さんを少しでもねぎらいたいという伝統的な風習でございますので、それを全てなしにするのも地元の人々の伝統文化ということもございまして、それを全て否定することはできませんけれども、ただ地域差のあることは私も認識しております。その格差をどうするか、そして消防団員たちが皆さん誰もが同じような環境でやっていただくことがこれからの、確かに消防団は減っておりますが、その消防団がもっと増員になるためにもこのような問題を消防の先輩として、石原さんとまたいろいろな話を重ねながら進めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） ただいま市長のほうから、貴重な答弁をいただきました。協力金については地域で格差があるということをお理解のようでございますが、このあり方については今後市政の流れの中でじっくりと検討をしていただけるものと、大きな期待を寄せまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 次に、14番小松崎 伸君。

〔14番小松崎 伸君登壇〕

○14番（小松崎 伸君） 無会派の小松崎 伸でございます。

根本新市長、当選まことにおめでとうございます。協力し合いながら、牛久市の発展のためよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、一括質問で質問のほうをさせていただきます。

1つ目といたしまして、これまでの市政運営についてということでございます。

池邊前市長は、この12年間の市政運営の中で大きな難題、そして疑惑を残していきました。それを一言で言うならば、それは市政の私物化であります。まず小坂城跡の問題は、悪いほうで牛久市を全国的に有名にしました。池邊前市長は、この件に関し背任の疑いで告発をされましたが、昨年不起訴処分となりました。しかし、その内容は嫌疑不十分であり、決して潔白が証明されたわけではありません。今後もしっかりと事実を明らかにしなければなりません。

この小坂城跡の問題はもとより、池邊前市長の親戚や親族企業に対する利益誘導政治が行われてきました。また、癒着している建設業者だけが莫大な利益を上げ、その一部は当然のごとく池邊前市長に上納されている話を聞くことは、日常茶飯事でありました。

次に、残された大きな難題として、ただいま市長がお答えされましたうしくグリーンファームの問題があります。うしくグリーンファーム株式会社は、もともと耕作放棄地の解消と後継者育成を目的として設立をされました。しかし、赤字経営が続いているにもかかわらず、阿見町に7ヘクタール余りの農地取得、平成17年以前につくられた自動車にしか対応できないバイオディーゼル燃料、地元ではなく仕入れるため採算が問題となっている木質ペレットなど、どう考えても近い将来破綻する、この法人は廃止するか民間に譲渡すべきと考えます。

3点目として、土地開発基金の問題があります。池邊前市長は、在任中休日に議会を開き、この問題だけを取り上げ、再議を強行し、土地開発基金条例を復活させました。牛久市では、この12年間の間に約15億円もの土地が開発基金を使い購入をされました。しかしその利用率は45%で、残りは塩漬け状態であります。この条例そのもの、またはその運用を今後どうするか、大きな課題であります。

4点目として、市役所職員の構成の問題があります。先ほど同僚議員のほうから質問等もございましたが、牛久市の職員数は条例定数545名まで採用ができますが、現在正規職員は約350名、非常勤は約600名と、非常に特異な構成となっております。職員の採用のあり方、不均衡な年代別職員のあり方、正規職員の適正な人数の確保、非常勤職員のあり方など、早急に見直さなければなりません。

以上、数点にわたりこれまでの市政運営について述べてまいりましたが、根本新市長は市長選挙の選挙戦の中でも「疑惑調査検討特別委員会」を立ち上げ、真偽をしっかり調査し市民へ開示するとともに、損害賠償請求など適切な対応を進めると述べられておりますが、改めて所

見をお伺いをいたします。

2番目といたしまして、市長の掲げる12の提案についてということでございます。先ほど、同僚議員のほうからダブる質問等ございましたが、一つ一つの提案について質問をさせていただきます。

根本市長の基本理念は、対話による市民の視点に立った自治体運営であり、市政の課題に対して市民と徹底的に議論し、一つ一つ市民の立場に立って解決していくとのことでございます。そして、「笑顔のまち牛久」をつくる12の提案を掲げております。そこで、この12の提案についてお聞きをいたします。

まず第1の提案としまして、市民と直接つながるタウンミーティングの実施であります。今までは地域ごとの市政懇談会の中で、行政区役員から話を聞くことが中心でありました。今後タウンミーティングとは、具体的にはどのように進めるのかお伺いをいたします。

2つ目のひたち野うしく地区の中学校建設につきましては、同僚議員より質問がありましたので答弁は結構でございます。根本市長にとりましては、スタートに当たりまさに極めて重要な事業であります。地域の方へ進捗状況を定期的に伝えるなど、しっかりと進めていただきたいと思っております。全面的に協力をいたします。

3つ目の学校教育への人材バンクの活用であります。市内には本当に多くの経験をお持ちの方が大勢いらっしゃいます。ぜひ積極的に推進をしていただきたい。具体的な構想があれば、お聞きをしたいと思います。

4つ目の子供の医療費助成拡大の検討であります。現在中学生まで医療費を助成しております。今後の財政状況を踏まえ、多面的な支援策などあればお聞きをいたします。

5つ目の重点地域への防犯カメラ設置による地域防犯力の強化では、重点地域をどのように考えているかお聞きをいたします。

6つ目の街なか地区への武道館の開設では、既存の施設を活用とありますが、具体的な構想があればお聞きをいたします。

7つ目の空き家バンク制度等の空き家対策の実施では、空き家の改装費の一時立てかえや賃貸あっせん業務とありますが、その詳細をお聞きをいたします。また空き家の利活用は、住宅団地の多い牛久市にとって大きなテーマであります。今後の構想等あれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

8つ目の牛久駅周辺の立体駐車場の整備は、駅周辺商店街の利便性向上・活性化に極めて重要であります。具体的な場所・施設など、どのように考えているのかをお聞きをいたします。

9つ目の自治体基本条例の制定につきましては、市民自治による協働のまちづくりを推進するとありますが、具体的な所見をお伺いいたします。

10番目の徹底した行財政改革の実施は、プロジェクトを立ち上げ施策展開するとのことですが、具体策をお聞きをいたします。

11番目の認知症の方を支える優しいまちづくりでは、高齢者の人権を守り、介護者の負担を低減する方策を整えるとありますが、具体的な構想等ありましたらお聞かせをお願いいたします。

12番目の2期8年を目指し、政策を実行します、これはみずからを律するすばらしい意思表示だと思えます。その所見、改めてお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 小松崎議員の質問にお答え申し上げます。

これまでの市政運営につきましては、今回の選挙戦を通じ、市民の皆様にも真摯にその問題を提起しながら、私の基本理念として「対話による市民の視点に立った自治体運営」、また「市民の皆様と徹底的に議論すること」を首尾一貫して訴えてまいりました。

市民に利益ある施策は何か、牛久市にとって今何が必要な施策なのか、市議会議員、市職員、そして市民の皆様とともに考えることが大切であると同時に、政策の実現に向けてはスピードアップと透明性をしっかりと確保してまいります。

御質問の調査検討特別委員会につきましては、市議会の動向を踏まえた上で、有識者等専門家による第三者の視点から調査検討を行う委員会を組織し、真偽を明らかにしながら、しっかりと市民の皆様にも開示してまいりたいと考えております。

今後、これまでの市政運営における是は是とするところ、また非は非とするところを公正無私に判断し、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

続いて、私の12の提案についてでございます。

まず、1番目の市民の皆様と直接つながるタウンミーティングの実施については、皆様との対話と意見交換を行い、御意見や要望を踏まえ、市民自治による協働のまちづくりを一層推進したいと考えております。

3番目の学校教育への人材バンクの活用につきましては、学校教育の現場では、地域の方々を初めとしてさまざまな方の協力や支援をいただいております。その一つとして、部活動のサポートがあります。ただし、現在では実技の指導力不足など課題も多く、学校がこれまで築いてきたネットワークを通じ、外部指導者に直接依頼しており、新たな人材の発掘や民間の有効活用にはなっておりません。

今後は、すぐれた専門的技術や指導力を有する地域の人材の確保、民間活力を学校教育に有効に活用する仕組みをつくり、教育活動を支援し、子供たちの学びや体験活動を充実させるとともに、支援に携わる人々のやりがいのある地域の活性化につなげていきたいと考えております。

す。

4番目の子供の医療費助成拡大の検討につきましては、医療費の窓口負担分を助成する医療福祉費支給制度、いわゆるマル福におきましては、現在のところ子供や妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭が助成の対象となっております。このうち、子供につきましては現在所得制限を撤廃し、入院、通院ともに新生児から中学生までを助成の対象としているところですが、今後は子育て世代におけるさらなる支援の取り組みといたしまして、子供の助成対象を高校生までに拡大させることを念頭に置きながら、財政見通しとあわせて所要の予算の確保を踏まえて検討・準備を進めていくことにより、安心して子育てのできる環境の拡充に努めてまいります。

5番目の重点地域への防犯カメラ設置による地域防犯力の強化につきましては、まず防犯カメラの設置につきましては、主要道路の交差点と犯罪抑止、また交通安全に大きな効果が期待される地域、大雨などの災害時に被害が予想される地域、共働き世帯が多く、空き巣被害が多発している地域を重点地域として設置を進めてまいります。さらに、先進的な自治体で実施されている防犯カメラのリース制度など、市民の皆様と連携した設置方法についても調査研究を進めてまいります。防犯カメラの設置の際は商工会と連携をとり、商店街への設置を含めて警察や消防など専門的な知識を持った方のアドバイスを受けながら、効果的に進めてまいります。これらにより、犯罪抑止的な観点から地域防犯力が強化され、安心安全なまち「うしく」を目指してまいります。

6番目の街なか地区への武道館の開設につきましては、武道館はふだんは柔道や剣道を初めとするさまざまな武道の練習の場として利用され、また各種大会の開催などにより、集客効果も見込まれる施設でございます。武道館の開設により、武道の振興はもとより街のにぎわいをつくり出し、活気を取り戻す効果が期待できると考えております。また、武道館はいざ大きな災害が発生したとき、一時的な避難場所としての活用も期待されております。柔道の畳が常備されているため、体育館の冷たい床の上に比べ、避難された方の体への負担軽減にもつながります。これらを踏まえ、武道の振興とともに災害時の避難所として利用できる防災施設の役割も視野に、街なか地域の武道館開設を検討してまいります。

7番目の空き家バンク制度等の空き家対策の実施につきましては、本議会の冒頭で申し上げたとおり市内では旧市街地等の早い時期に開発・区画整理が進んだ地域において、空き家の問題が起きております。国でも、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、自治体による空き家等対策計画の作成など、空き家に関する施策を総合的に推進することで地域の振興等に寄与することを目的としております。

今後、空き家等対策を促進するために、専門的なノウハウを持つ宅建業界との連携による空

き家バンクを開設し、空き家所有者と買い手の橋渡しを行うことで、世代が循環するまちづくりを進めてまいります。また、空き家等の改装費の一時立てかえ等の補助金制度、先進的な支援策を検討し、定住促進を進めてまいります。国土交通省の税制改正要望についても、活用を視野に入れて検討してまいります。

これらを組み合わせ、行政・企業・市民が連携して空き家の適正管理から有効活用までの一体的な仕組みづくりを推進してまいります。

次に、8番目でございます。牛久駅周辺の立体駐車場の整備でございますが、牛久駅周辺は昭和50年より急激にまちが成熟し、少子高齢化などの社会情勢の影響から、現在においては活気・にぎわいに欠ける状況が続いております。これまでも、駅前広場の改修工事を初め活性化策を講じてございますが、さらに牛久市を元気にするために、駅周辺の商業施設を初めとする街なか活性化をする必要があります。

そこで、既存の市営駐車場を立体化することにより駐車台数を確保し、市民の利便性向上とともに周辺の商店街などの利用者に対し一定時間無料化サービスをし、街なかの利便性向上、地域活性化を図ってまいります。また、立体駐車場整備については、現在指定管理者として駐車場管理運営を行っている牛久都市開発株式会社より、収益の中から市へ整備費の負担分を繰り入れることなど採算性を重視した事業計画を検討してまいります。

9番目の自治体基本条例の制定につきましては、自治体運営の基本的なルール及び職員の役割等を明確にし、市民との協働でのまちづくりを進めてまいります。

10番目の徹底した行財政改革の実施につきましては、特に市が所有する土地などの資産について、これまでの購入の経緯・理由等の検証をしっかり行い、関係各課から選抜された5名程度で構成するプロジェクトチームを組織し、効率的な資産管理・運用について議論していきたいと考えております。その上で、市政運営上必要のない土地等につきましては民間のノウハウを使い、1業者に偏ることのないような手法で売却を進めてまいります。

11番目の認知症の方を支える優しいまちづくりにつきましては、認知症の有病率は65歳以上の高齢者の約15%を占めており、2012年の時点で全国で462万人に上ると推計されます。国は、平成25年度から5カ年計画でオレンジプランを策定しており、牛久市においてもこのプランに示された認知症カフェ（通称オレンジカフェ）を既に開設いたしました。今後は、このオレンジカフェをより発展させていくとともに、認知症ケアパスの作成や認知症初期集中支援チームの設置などを実施し、認知症本人、認知症の方を介護する家族を支える優しいまちづくりを進めてまいります。

12番目の2期8年を目指し、政策を実行してまいるといことでありますが、職員と一丸となり、スピード感を持って他の11の提案を含めた施策を実行することで、2期8年で一定

の成果が見えるよう一生懸命頑張ってまいりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市川圭一君） 小松崎 伸君。

○14番（小松崎 伸君） 終わります。

○議長（市川圭一君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時20分といたします。

午後0時08分休憩

午後1時20分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、21番柳井哲也君。

〔21番柳井哲也君登壇〕

○21番（柳井哲也君） 創政クラブの柳井哲也です。通告順に従って、大きく2点について質問をいたします。

1番目は、ひたち野地区の中学校新設について。

まず、中学校建設の予定地はどこを考えているかという質問であります。これは同僚議員からいろいろと先ほど午前中に質問がありまして、答弁がありましたけれども、できましたら答弁できる範囲内でお答えいただけたらと思っております。

私は、この建設場所がどこであるかによって、牛久市が10年後あるいは20年後どのように発展していくのか、あるいは衰退していつてしまうのか、そういう非常に大切な問題も含んでいると考えております。そういう意味においてこの質問をするわけなんですけれども、現在国は人口減少に伴う地域の衰退に対して、地方創生という形でいかに人口をふやし、地域を活性化していくかという問題について、非常に力を入れてやっていこうとしておるところでございます。

中学校建設をするに当たっては、ただ中学校建設にとどまることなく、中学校をまちづくりの中核に据えて、中学校をつくりながら地域全体も発展していく、牛久市が発展していく、そういう観点から決定していただけたらという思いがございます。どうか、夢と希望のある牛久市にするよう、答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

2番目の質問は、建設時期とそれまでのフローについてであります。建設時期は、新聞報道等によりましていろいろとお聞きしておりますけれども、できましたら市長の口から具体的にお聞かせいただけたらと思っております。これについても、よろしくお願ひいたします。

2番目の質問でございます。危機管理について。

近年、大地震や大型台風、猛烈な集中豪雨、竜巻、火山噴火といったこれまで経験したことのないような自然災害が国内各地において発生しております。そこで、問題となるのが危機管理であります。常総市の話が先ほども出ました。常総市の市民の危機管理の意識は低かったのかどうか、そういうことも非常に関心のある問題かと思いますが。

つい最近私は、常総市で9月23日、秋分の日でしたけれども、常総市の沖新田というところに県防災士ネットワークのボランティア活動として参加してまいりました。ここは農村地帯で、ほとんどの家がヘリコプターで救助されたところでありました。私たちの作業内容は、大きな民家の1階部分の床板をパールで全て剥がし取って、床下にたまっている泥をスコップで取り除くというようなことでありましたけれども、昼食時にその御主人に話を聞く機会がありました。

そうしたところが、防災無線で避難勧告や避難の指示があったのは、聞いていたということですね。聞いていたんですが、これまでの経験から「大丈夫だろう」と思って、何もしていないということでありました。夕方水が裏庭から流れ込んできたと思ったら、あっという間に畳の上1メートルまで来てしまい2階に避難したそうではありますが、庭にあった車3台、それから冷蔵庫とか電化製品いろいろ、あっという間に水没してしまった。1986年の小貝川決壊のときは20センチメートルほどの浸水があって、それを経験した方であります。そのときは非常にゆっくりで、いろいろと対応する時間もあっただと、そういうことを言っておりました。結局のところ、せっかくの防災無線が無駄になってしまったということで、結果的にはそういうことであります。

しかし、その常総市の危機管理の意識が低いのであるかどうかということについては、私はいろいろと話を聞いて、こんなことを聞いてきたんですが、過去はいろいろ経験、何代にもわたって経験しておいて、建物そのものも庭よりも30センチメートル高く土盛りして建物を建設しているんですね、もともとそういう水害のあったところだということで。畳の高さなんです、これも通常の家よりもずっと高くしてありまして、本当に特別につくられた家でありました。庭につくられた車庫の天井にも、田舟を天井にくくりつけてあるんですね。その船をおろす時間もないほど早く水が来てしまったそうであります。それほどいろいろと経験をして、危機管理の意識も牛久市民よりはずっとずっと高いものは持っていたはずなんですけれども、こういう結果になってしまった。牛久市におきまして、そういう大地震などの自然災害とか、あるいは工場での大爆発、テロ、そういうことが発生しないとも限りません。私たちの危機管理、大丈夫でありましょうか。

そこで、質問であります。防災無線やFM-UU等で避難勧告や避難指示を発信する場合、危険レベルもどのようになっているかも含めてそのような危険レベルも伝わるようにすべきと

考えておりますが、その発信方法についてお示しいただけたらと思います。よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） ただいまの柳井議員のひたち野中学校新設についてでございますが、これまで牛久市が方向づけてきた下根中学校の増築計画を一旦白紙に戻し、中学校新設に方向転換してまいります。詳細についてはこれから庁内にプロジェクトチームを設け、計画立案を行っていくこととなります。建設予定地、その他の事項についても、これから検討してまいります。

私は、この中学校の整備がまちづくりの、そして子育て支援に大きく寄与するものと思っています。この議会が終わり次第、早速プロジェクトチームを組んで早期の中学校建設に努力してまいります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 私からは、御質問の2番建設時期とそれまでのフローとの御質問についてお答えをいたします。

ひたち野うしく地区の新設中学校につきましては、これまでも申し上げておりますとおり少しでも早く工事への着手を目指して進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。なお、建物工事の着工後、工事期間につきましては、校舎の規模にもよるとは思いますが、おおよそ2カ年度程度は必要になるというふうに考えているところでございます。この2カ年度というものにつきましては、国庫補助申請を行って毎年認定をいただく時期が6月の初旬ということになっております。その認定をもらった後に、工事の着工のための事務手続を開始するために、どうしても議会の御承認をいただくのに7月の下旬くらいになってしまうということで、工事の着手が大体夏休みからということになりますと、どうしても年度内での完成が難しいだろうということで、2カ年度ということを考えているところでございます。

また、新しい中学校の完成までのフローということになりますが、現時点におきましては全くの未定ではございますが、一般的には用地の選定、通学区及び学校規模の決定、基本設計、埋蔵文化財の調査、そして実施設計、そして補助金の申請、工事の施工などに加えまして、今回の場合は既設校であります下根中学校での、新設校開校までの生徒増対応のための仮設校舎の建設などが必要になってくるというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 私のほうからは、危機管理の危険レベルの分類について、まず1点目お答えいたします。

近年、各地においてこれまで経験したことのないような大地震や大型台風、ゲリラ豪雨、土

砂災害、竜巻などの自然災害が発生しております。また、アスファルト工場の大爆発、新型感染症及び家畜伝染病、地下鉄サリン事件での化学兵器のテロなど、新しいタイプの危機も発生しております。

危機管理とは、「危機に関し、適切な対応行動により被害を防止し、最小限にとどめること」であり、危機に対してどう対応するか、市民の生命・財産をどう守っていくかということでもあります。

気象庁から、大雨などにより災害が起こるおそれがあるときに発表される情報といたしましては「大雨注意報」、さらに重大な災害が発生するおそれがあるときに発表される「大雨警報」、数年に一度の猛烈な雨が観測された場合に発表される「記録的短時間大雨情報」、土砂災害の危険度がかかなり高まった場合に発表される「土砂災害警戒情報」、さらに重大な被害の危険性が著しく高まっている場合に「大雨特別警報」がございます。

市はこれらの情報をもとに、立ち退き避難の必要が高まった場合に「避難準備情報」を、人的被害が発生する危険性が高まり、立ち退き避難が必要と判断した場合に「避難勧告」を、さらに緊迫性が高まり、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された場合に「避難指示」を、危険度に応じて発令いたします。

また、屋内での安全確保も重要な避難行動です。これは、家屋の流出・損壊・床上浸水等のおそれがなく、そのまま家にいても危険が及ぶおそれのない場合や、夜間や豪雨時などで避難経路の安全が確保できず、外に出ることが危険と判断した場合は家の安全な部屋などに移動し、とどまることも非常に有効な避難行動となります。

市では、以上のように危険度に応じ利用可能な媒体を駆使し、避難情報を周知してまいりますので、御理解をお願いいたします。

もう1点、続きまして危険レベルごとの発信方法についてでございます。気象庁から発表される気象災害警戒情報といたしましては、「大雨特別警報」「土砂災害警戒情報」や各種の警報がございます。これら気象警報をもとに、市は災害対策本部を立ち上げ、情報収集のため職員によるパトロールを実施し、危険度を判断し、「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」を発令します。これら避難情報の市民への伝達手段につきましては、防災行政無線、コミュニティFMラジオ放送、地上波デジタルテレビのデータ放送や広報車、かっぱメール、エリアメールなど、さまざまな媒体を駆使して危険度の周知を図る体制を整えております。特に、平成27年8月にはNPO法人牛久コミュニティFMラジオ放送と「災害時における情報発信に関する協定」を締結し、各警報や警戒情報などを放送し、周知しております。

また、ひとり暮らしの高齢者や障害者など、災害時に支援が必要な方については、見守り台帳へ氏名や住所などの情報を掲載し、行政区・警察署及び消防署等と情報を共有しており、平

時の見守り活動に加え、災害時の支援活動が円滑に行えるよう備えております。

市といたしましては、市民の皆様への各警報や警戒情報など災害情報の伝達に最大限の努力を払い周知してまいります。市民の皆様も「自分の身は自分で守る」自助の精神をもって、災害情報収集手段を確保し、正確かつ迅速な災害対応に当たっていただきますよう御理解のほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 危機管理でございますが、きょう早速その部署に集まってもらって確認した次第でございます。牛久は、幸いにも大きな災害は今まではございませんが、ただ「ない」というだけでなく、これからどうしたらいいかを全て想定して、また想定してもまた想定外というものがあるものでございますが、でき得る限り想定いたしまして市民の安全に寄与するものでございます。

また、他市町村との連携をとることも大きな問題であります。今も、稲敷のほうではごみ対策のほうで非常にちょっと混乱したような他市町村さんもございます。そういうことのないように、私は他市町村とも連携を小まめにとりまして、そのようなときは速やかな対応ができるように指示してまいりました。これからも、ひとつ皆さんとともに安全・安心の牛久市のために寄与するものでございますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（市川圭一君） 柳井哲也君。

○21番（柳井哲也君） 答弁をいただきました。大体は満足するといえますか、想定どおりの答弁をいただいたと思っております。

私は、とにかく牛久市がこの先どんどん発展していくように、中学校をつくる場合にはとにかく発展を考えてつくっていただきたい。ひたち野うしく地区には、「もともと中学校をつくるという予定地があったからつくるんですよ」という考えもありますけれども、それよりももっともっと積極的に「発展するために中学校をつくります」、市長が手を挙げてそういう姿勢でやっていくというふうなあれだったら大賛成なんですけれども、どうかそのあたりをよろしく願いたいと思います。

危機管理につきましては、確かに最悪の事態を想定して対応するという事なんですが、この防災無線というものが本当に機能を発揮するようになるには、やはり防災無線で発信したことが、それを聞いた住民が全部行動する形にするにはどうしたらいいか。やはり、今やりとりした中でそのための訓練を徹底してやっていくことが大切だとしみじみ考えました。今後とも御指導いただけますように、よろしく願います。

以上をもって、私の質問は終わりいたします。

○議長（市川圭一君） 次に、6番山本伸子君。

〔6番山本伸子君登壇〕

○6番（山本伸子君） ただいまから、山本伸子の一般質問をさせていただきます。

新しい市長のもと、市民と行政、議会がともに住みよい牛久を目指し取り組んでいけるよう、私も微力ながら力を尽くす所存ですので、どうぞよろしく願いいたします。

私が議員として活動していく上でその基本に考えていることは、市民と行政の連携によるまちづくりです。市民の皆さんの声を市政に届け、つなげて誰もが大切にされる住みよい牛久のまちとなるよう取り組んでいきたいと考えております。ですので、所信表明で市長が「市民との協働によるまちづくり」と話されたことを、大変心強く思っております。

また市長は、「職場環境は明るく、見通しのよいものでなければならない。その環境づくりから始めたい」ともおっしゃいました。私が、非常勤職員としてわずかではありますが働かせていただく中で感じたことは、決して多くはない人数で、多種多様化し新しい課題がふえていく状況の中で、ひたむきに職務に取り組む職員の方々の職場環境のあり方です。長時間労働とも言える時間外での業務も、たびたび見受けました。それもこれも、忠実に確実に仕事をこなすために必要な時間なのでしょうし、他の民間の職場においても同じような状況があるとは思います。

しかし、これからの少子高齢社会において、男性も女性も自分らしく生きやすい社会を目指していくためには、仕事と生活の調和のとれた生き方である「ワーク・ライフ・バランス」は大きな課題です。市民のため、牛久市のために日々汗を流して業務に当たっている非常勤職員も含め、職員全てが働きやすい環境づくりをぜひ進めていただきたいと期待いたします。また改めて私たち市民も、牛久市に住む者として一人一人が自覚を持ち、積極的に地域に参加していくという意識の高まりも必要であるということをお心に銘じたいと思います。

それでは、一人一人が大切にされ、生きがいを持てるまちづくりを目指し、質問をさせていただきます。

まず1つ目は、地域子ども・子育て支援事業と主任児童委員との連携についてです。

牛久市では、民生委員児童委員は担当区域を持ち、区域住民に対して適切に相談・援助を行う一方、主任児童委員は小学校区ごとに任命され、児童に関することを専門的に担当することになっています。虐待やいじめなどの子供を取り巻く深刻な状況が、いつどんな場所で起きてもおかしくはない昨今、子供の問題にかかわる主任児童委員の役割を明確にし、その活動を実りあるものとするためにお伺いをいたします。

まず、主任児童委員が地域とつながるための取り組みについてお尋ねします。各小学校区に1名任命されている主任児童委員ですが、自分の小学校や中学校の主任児童委員か誰であるかを保護者や児童に知ってもらうための取り組みは、どうなっていますでしょうか。保護者にも

児童にも、地域の大人が見守っているという存在を示して、より多くの地域の人たちがかかわって子育てを支援しているのだという姿勢が、何よりも牛久市の強みであると思います。そのためのきっかけとしては、まずその存在を知らせ、心にとどめてもらえるような仕組みをつくり、その後の個人ごとの援助や協力につなげていくことが大切であると思われます。その取り組みについてお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 地域子ども・子育て支援事業と主任児童委員との連携についてについてお答えいたします。

まず、主任指導委員が地域とつながるための取り組みにつきましては、主任児童委員と民生委員児童委員を行政区回覧において顔写真付で紹介しておりますが、山本議員のおっしゃるとおり主任児童委員は個別の訪問活動は行わないため、存在はまだまだ市民に知られていないのが実情でございます。今後は、各小中学校で、毎月学校便りを生徒に配付しておりますので、ここに掲載していただくなど、よりよい周知方法を検討してまいります。

次に、主任児童委員として存在を知らせる仕掛けづくり、個人ごとの援助や協力につなげていくための取り組みといたしましては、主任児童委員が各種子育て支援事業に参加し、アドバイザーや関係機関につなげる活動をするとともに、地域において子育てサロンを開催し、親子の交流の場を提供しております。また、主任児童委員連絡会を毎月開催し、家庭相談員と連携を図り支援の必要な児童や家庭の把握に努めており、見守りが必要なケースについては地区の担当委員と連携した支援を行っております。

さらに、各小中学校に定期的に訪問し、学校との連携を図りつつ、地域の子育てに関する身近な相談相手となり、支援を必要とする子と関係機関をつなぐパイプ役となっております。

今後も、主任児童委員の活動の3本柱とも言える個別援助活動、児童健全育成活動、子育て支援活動を区域担当委員と連携し、多様化する子供の問題について相談・支援活動を推進してまいります。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは、2つ目です。

地域子ども・子育て支援事業の中の養育支援訪問事業についてお聞きします。産後間もない時期の育児ストレスや育児不安を抱えた家庭を訪問し、育児全般に関する指導や助言を行うことにより、適切な養育ができるようにする事業として進められています。

平成27年3月に策定された「牛久市子ども・子育て支援事業計画」を見ますと、訪問した件数は平成22年度が76件、その後108、147、176件と年々ふえていっております。支援を必要としている家庭がこのように増加傾向にある中で、どのような支援が今必要となっ

ているのか。また、これから何が課題として起こってくるとお考えでしょうか。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 養育支援訪問事業の現状と課題についてお答えいたします。

養育支援訪問事業は児童福祉法に基づく事業で、育児不安が強い家庭や児童虐待のおそれやリスクのある家庭、施設退所後に家庭復帰した児童のいる家庭などを訪問の対象といたしております。

家庭訪問は、訪問計画に基づき家庭相談員とケースワーカーが毎月約20件の訪問を実施しております。対象となる家庭は、それぞれが複雑な事情を抱えており、地域からも孤立していることが多く、きめ細やかな訪問型の支援が必要です。

インターネット等で子育てに必要な情報がすぐに入手できる環境にある中、孤立化を深めていく保護者はふえております。早期にアプローチができるよう、さまざまな子育て支援機関による早期発見が課題となっております。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 今の御回答の中にもケースワーカーと家庭相談員というお話があったんですが、この養育支援訪問事業にはそのケースワーカー、家庭相談員のほかに保健師さんも多分加わっていると思います。一方、主任児童委員さんのほうはなかなかそこにかかわれないという御意見を伺うんですが、そのあたりの連携はどうなっているのかお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） ただいまの質問にお答えします。

養育支援訪問事業と主任児童委員との連携についてお答えいたします。

養育支援訪問事業は、家庭訪問後訪問結果を随時検討し、必要に応じて保健センターや指導課などの関係機関と個別ケース会議を開催しております。地域の支援が必要と判断した場合には、随時主任児童委員に「見守り支援」を依頼し、地域のパイプ役として御協力をいただいております。

なお、主任児童委員は牛久市要保護児童対策地域協議会の「実務者」として構成メンバーに入っているため、毎月「実務者会議」として児童虐待の未然防止のための情報交換を行っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは次に、地域子育て支援センターと子育て広場についてお伺いします。

親子の自由な交流の場を提供する地域子育て支援センターとして、各施設で子育てサロンが運営されています。一方、就学前の子供とその保護者の遊びの場である子育て広場の数もふえ

てきています。

先日訪問したのびのび広場では、子育てアドバイザーが訪れた母親たちに先輩として相談相手、話し相手になり、適度な距離感を持って接している姿が印象的でした。子育て支援には場所だけではなく、そこに人がいることが大切であると実感した次第です。広場に來ていた母親からは、「保育園などの働く母親への支援だけでなく、専業主婦の大変さもわかってほしいし、支援をしてもらいたい」という声がありました。

また、リフレ出張広場を訪ねたところ、ゼロ歳と1歳児が対象だけに初めての子育てという母親がほとんどで、ひたち野うしくに來て日が浅い人もおり、親同士の交流の場になっている様子がうかがえました。

このように、さまざまな子育て支援が取り組まれています。この中でより丁寧にフォローしていく必要がある親子がいた場合、主任児童委員などにつなげていく仕組みはどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 子育て広場と主任児童委員の連携についてお答えいたします。

主任児童委員の皆様には、月に1回土曜日にすすく広場において、子育てアドバイザーとともに親子と交流していただいております。利用者に好評な上、子育てアドバイザーにとってもよい研修の機会となっております。フォローが必要な親子についても随時現場で話し合っており、内容によってはこども家庭課の家庭相談員とも連携して支援を行う仕組みとなっております。

以上のように、主任児童委員はさまざまな子育て支援のつなぎ役として多岐にわたり御協力をいただいております。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは、主任児童委員との連携ではないのですが、先日訪ねた子育て広場について気になることがありましたので、つけ加えてお伺いいたします。

リフレ出張広場は、ひたち野リフレの4階の一番奥にある会議室を利用していました。長机を隅に寄せ、床には授乳やおむつがえのためのマットレスとつい立てを置き、工夫をして設置されていましたが、いささか手狭な印象を受けました。またリフレの構造上、通路があつてその行きどまりの入り口が1カ所しかない会議室ですので、万が一不審者などの侵入があつた場合に適切な対応ができるのだろうかと不安になりました。入り口の扉もガラスですし、恐らく鍵もなかったように思います。防災上も、1階ではなく4階であるため、避難するにも乳幼児を連れた親子には適当ではないと思います。

子育て世代が多く住むひたち野うしく地区において、この子育て広場は大切な役割を持っているからこそ、より整った環境のもとで行われることを希望しますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 御質問のとおり、ニーズの多いひたち野うしく地区においてゼロ歳と1歳児を対象に出張広場を毎週実施しており、大変にぎわっております。利用者は徒歩の方がほとんどで、駅前という立地としては最適ですが、安全面については多くの配慮を重ねた上で実施させていただいております。

具体的には、毎年実施している避難訓練に参加し、より安全な経路の確認や改善を行うほか、子育てアドバイザー全員に「子育て広場危機管理マニュアル」を配り、事故防止や防犯対策の意識向上に努めておりますが、今後さらに安全対策について検討してまいります。

なお、ひたち野うしく地区においては、今年度から牛久運動公園においても月に2回出張広場を開始しているほか、民間保育園による「地域子育て支援センター」も3園で実施しております。

今後とも利用者の視点に立って、ニーズを把握しながら施設整備をしてまいります。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは、善処していただきますようお願いいたします。

最後の3つ目は、乳幼児がいる家庭と主任児童委員との連携の可能性についてお伺いします。

乳幼児健診や乳児家庭訪問などの健康づくり推進課が行っている事業と、主任児童委員との連携は、今は行われていないようですね。「妊娠期から切れ目のない子育て支援」という牛久市のキャッチフレーズにもあるように、長いスパンで支援をしていくためには妊娠期や乳幼児期と地域の主任児童委員とをつなげる取り組みが必要になると考えます。

兵庫県三田市では、乳幼児健診に訪れた親子に地域の担当民生委員、児童委員や主任児童委員の名簿とリーフレットを渡し、委員の存在を知らせる取り組みを行っております。また、名古屋市では保健師などによる乳児家庭訪問が行われた後に、主任児童委員と民生委員児童委員が地域と家庭をつなぐために赤ちゃん訪問なるものを行っています。大いに参考になる例ではないでしょうか。

主任児童委員の仕事は、さりげない見守り支援となっております。今は行政から指示された家庭を遠巻きに様子をうかがって、何か変わったことがあれば連絡をするという活動があるため、自分の取り組みが役に立っているのかどうか分かりにくいという声も聞きました。主任児童委員自身がやりがいのある取り組みとなるために、現場とつながる活動が必要かと思われ

ます。学校、行政、地域、専門機関などが連携を持ちながらも、一番現場に近いところにいるのはやはり地域の住民でもある主任児童委員であるという認識のもと、さらに有用な活動のあり方を模索することはお考えでしょうか。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 乳幼児健診や乳児家庭訪問の活動状況についてお答えします。

市では、乳児家庭訪問として出生直後から3カ月までの間に、助産師または保健師が対象児全員の家庭訪問を実施しております。その後は、3・4カ月児、1歳6カ月児、3歳児を対象に保健センターで集団健診を実施しています。各健診の受診率は約98%で、医師による診察のほか、保健師等が子供の発育、発達状況及び母親や家族に対し心身の健康状態を確認し、相談に応じています。6カ月から11カ月児を対象に、医療機関健診も実施し、発育状況に合わせて訪問や定期的な健診で相談を受けられる体制を構築しております。さらに未受診者対策で、訪問や通園先での状況確認等を行い、ほぼ対象者全員の状況を把握しております。

養育環境が不適切であったり、虐待の可能性のある家庭を把握した場合にはこども家庭課に報告し、今後の支援方法を随時検討しております。主任児童委員との連携が必要な場合は、こども家庭課より対応の依頼を行っております。継続的に支援が必要な方は、地区担当の保健師と家庭相談員が長期的にかかわりますが、できるだけ多くの目で見守ることの必要性を実感しております。

主任児童委員は、身近な地域で各家庭を見守り、必要な対象者の情報提供や相談相手として貴重な存在であると認識しております。今後も、対象者の意向を尊重し、個人情報保護の立場を踏まえつつ、必要な連携体制を構築してまいります。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは、子育てと教育に力を注ぎ、若い世代の人たちに「住むなら牛久で」と選んでもらえる牛久市となるためにも、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、2点目です。スローシティーにもつながる自転車で安全に生活できる環境整備について質問いたします。

牛久市第3次総合計画の「安全快適な生活空間のあるまち」という施策の目標として、自転車交通の利便性と快適性の向上があります。主な取り組みとして3つ、1つは自転車道の整備、2つは自転車利用の促進、3つは駅前放置自転車の一掃となっています。高齢社会に向けて、車での移動だけでなく環境や健康増進の点からも、徒歩や自転車の利用は注目されています。そのためには、歩行者や自転車の利用者が安心して安全に通行できるための配慮が、ますます

重要になってきます。そのための環境整備について伺います。

まず初めに、駅前や公共施設の駐輪場の整備状況について伺います。牛久駅とひたち野うしく駅の東口と西口の市営の駐輪場の収容台数と利用数、利用客の年代構成などについてお示しください。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） それでは、私のほうからは駅西市営駐輪場の収容台数、また利用者数とその利用者の年代構成についてお答えいたします。

現在牛久市では、牛久駅東口周辺に牛久駅東口駐輪場、ひたち野うしく駅に駅舎と一体となったひたち野うしく駅東口駐輪場及び同駅西口駐輪場と、計3カ所の市営駐輪場を設置しており、多くの皆様方に御利用いただいております。

これよりちょっと数字が細かくなってきますので、御了承いただきたいと思います。また、市営駐輪場の利用方法ですが、1カ月・3カ月・6カ月から契約期間を選択できる定期利用と、1日単位で利用する一時利用の2種類がございます。牛久駅東口駐輪場の収容台数は、自転車465台、原動機付自転車が14台、自動二輪車が5台でございます。そのうちに、一時利用として自転車が65台、原動機付自転車3台、自動二輪車が2台を設けてございます。

利用状況としましては、定期利用につきましては1カ月の平均の利用状況としますと、昨年度実績で自転車が103.8台、利用率約26%、原動機付自転車が8台、約57%、自動二輪車が2.2台、73%の契約がございます。また、一時利用につきましては1日平均自転車13.2台、利用率20%、原動機付自転車が0.8台となり、約27%、自動二輪車が0.2台ということで、10%の利用がございました。

利用者の年代構成としましては学生が54.5%、一般利用者が45.5%と、通学で駅を利用する学生が若干多い傾向でございました。

次に、ひたち野うしく駅東口駐輪場の収容台数は自転車が1,287台、原動機付自転車が72台、自動二輪車が10台でございまして、そのうち一時利用として自転車が79台、原動機付自転車が7台、自動二輪車が5台設けてございます。

次に利用状況でございますが、定期利用の1カ月平均、これも昨年度の実績でございまして、自転車が290台、利用率24%、原動機付自転車が8.6台で13%、自動二輪車が2.9台となり58%の契約があり、一時利用は1日平均自転車が39.2台、利用率50%、原動機付自転車が1.8台で約26%、自動二輪車が0.5台、これは10%の利用がございました。

利用者の年代構成としましては、一般利用者が34.8%、学生が65.2%と、学生が全体の3分の2を占めております。

続きまして、ひたち野うしく駅西口駐輪場の収容台数でございますが、自転車1,317台、原動機付自転車63台、自動二輪車が9台でございます、そのうち一時利用が自転車50台、原動機付自転車6台、自動二輪車が4台を設けております。

利用状況としましては、定期利用の1カ月平均は昨年度実績で自転車が323.4台、これも利用率約26%でございます。原動機付自転車が13.6台、24%、自動二輪車が4.9台で、これは98%の利用がございまして、一時利用は1日平均自転車が27.5台の55%、原動機付自転車が1台で17%、自動二輪車が0.3台となりましてこれが約8%の利用がございました。

利用者の年代構成でございますが、一般利用者が24.4%、学生が75.6%と、通学で駅を利用する学生が全体の4分の3を占めております。

市営駐輪場の全体的な傾向としましては、学生の利用が多く、特にひたち野うしく駅では近隣に住む若い世代の利用や高校への通学のため、その傾向が顕著にあらわれてございます。また、全駐輪場も収容台数に余裕がございまして、駅前市営駐輪場の利用状況については以上となります。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 大変詳しく調べていただいて、ありがとうございました。

今何うと、牛久駅に比べてひたち野うしくのほうが約3倍、それぞれ3倍ずつ需要があるのかなと伺いましたが。利用料金の表を見て、私も知らなかったんですが、牛久駅よりひたち野うしくのほうが1カ月だと620円くらい高く設定してある。結構、これって家庭にとっては1カ月620円って大きい値段だと思うんですが、それでも利用率があるというのはやはり駅に直結しているという環境もあるでしょうし、やはり学生は学生割引もあるということも私今回知りましたので、その意味ではとてもいい制度だなと思っております。ありがとうございます。

それでは、今の利用状況をお聞きしまして、牛久駅前のほうの駐輪場について再度お尋ねいたします。

牛久駅西口には、今市営の駐輪場がありません。以前は、イズミヤの駐輪場に違法にとめる人の対応に当たっていた方がいましたが、今はいないために、恐らくイズミヤの駐輪場にとめている人も多いのかと推測します。特にイズミヤの銀行脇のスペースは、開店する前には多くの自転車がとまっています。

このような状況に鑑みて、西口に市営駐輪場を設置するお考えはありませんか。西口側には高校はないので、東口のように学生が定期利用する数は多くはないでしょうが、通勤通学に駅まで自転車に乗ってきて、電車に乗りかえるという利用の需要があると思います。また、最近

できた牛久駅前西口と東口のコイン式の民間の一時利用の駐輪スペースは、東口は市営の駐輪場があるにもかかわらず、多くの方が利用しています。このことは、多少料金が高くてもなるべく駅に近い場所に自転車をとめたいという、利用者の心理があるのではないのでしょうか。それならば、東口の再開発に合わせて一時利用だけの駐輪場を駅の近くにつくるということも、いかがでしょうか。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） ただいま御質問の市営駐輪場のない牛久駅西口に駐輪場を設置する準備があるかということですが、牛久駅の東西口ともに先ほど御質問にお答えしたとおりまたコイン式駐輪場以外にも、既に複数の民間駐輪場が駅近くに整備されております。こちらで調べたところ、その多くにまだまだあきがある状況でございます。また、牛久駅・ひたち野うしく駅の利用状況につきましても、全て20%台であることから、自転車利用者の需要を十分に満たしているものと察するものでございます。でありますので、新たに駐輪場を現在のところ設置する予定はございませんが、今後の牛久駅東口の整備にも伴いまして、利用者の意見等を聞きながら検討をしてみたいと思います。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 以前は、牛久駅前の周辺などに違法駐輪がたびたび見られましたが、今はなくなり、快適な駅前空間になっていると感じます。先ほどの第3次総合計画の取り組みの3つ目である「駅前放置自転車の一掃」という目標が達成できたことは、素晴らしいと思います。これは、違法駐輪対策に対応してくださった方々の努力でもあると感じております。また、日ごろから市民が快適に使えるよう、駐輪場の清掃をしてくださっていることにもあわせて感謝したいと思います。

次に、公共機関の駐輪場について伺います。

図書館や各地区の生涯学習センターなどは駐輪場が整備され、さほど問題なく利用されているようですが、市役所の駐輪場についてはとまっている自転車が満杯である状況が見られます。これは、市役所の方々が通勤に使用している自転車で、駐輪場が占められているのではないかと考えられます。おのずと職員の場合は朝から夕方までとめた状態であるため、駐輪スペースがあくこともありません。また、市役所から図書館や中央生涯学習センターなどに、職員が使う市役所所有の自転車も多数とまっているように見受けられます。

まず、市役所内の駐輪場の場所と、収容台数をお示してください。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） 私から、市役所内の駐輪場についての御質問にお答えいたします。

庁舎敷地内には、現在駐輪場として筑波銀行ATM裏に66台、正面玄関前ロータリー付近に10台、喫煙所脇に8台、及び保健センター東側に19台と、4カ所、合計で103台の自転車等の収容台数を確保してございます。山本議員からの御指摘のとおり、敷地内駐輪場は職員も使用していることなどもあり、利用する場所や時間帯によっては正規の場所内に駐輪できない状況が発生しており、現状としましては区画外へも駐輪するようなことが見受けられる状況となっております。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） ATMの前は、結構皆さん御存じなんですけど、この喫煙所とか保健センターのほうは知らない方もいらっしゃるのかなと思いますので、もしあれだったら知らせるような方法をとっていただければと、今思いました。

やはり自転車をとめる場合は、先にとめてある自転車にぶつかって倒さないようにと、ある程度空間にゆとりがないと厳しい状況があると思います。例えば線を引いて1台ごとのスペースを示すというのも一つの方法かと思いますが、そうするとかなりの場所が要ることにもなるので、今の駐輪場では難しいのかなという印象を持ちました。

車で通勤している職員や非常勤職員の駐車場は、来客用とは別の職員駐車場がありますが、駐輪場についても来客用と職員用を分けて、市役所に来庁する方が安全に駐輪できるスペースを確保していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） 来庁者用の駐輪場と職員用を分けて設置するという考えで新たに駐輪場を設置する場合、場所の確保や職員の駐輪場利用の有償化などの検討が必要となると思われませんが、市役所に来庁される市民の利便性の向上と安全を確保するため、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは2番目は、自転車が安全に通行できる環境整備について伺います。

自転車は、法令上は車道を走行することになってはいますが、歩道上を走っているのが今はほとんどではないでしょうか。車道では駐停車している車があり、進路を妨害していることもありますし、自動車が速度を出して後方から近づいてくると、高齢者にとっては風圧もあり、危険を感じるという話も聞きます。歩道があるところでは、歩道上を走るのが安全ではありますが、昨今歩道上における自転車と歩行者の事故も起こっています。

こんな中で、中学生や高校生の通学路においては、同じ時間帯に多くの自転車が通行することから、安全に通れる道路の整備が早急に望まれます。特に、生徒が増加している下根中学校

の保護者から、ひたち野西地区などから自転車通学する生徒たちの通学路の整備の要望が出ているそうですが、どのように対処されるのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから、自転車が安全に通行できる環境整備について、山本議員の御質問にお答えします。

議員の御質問にもあるとおり、牛久市都市計画マスタープランのグリーンロード構想では、各小学校を中心とする地域生活圏を位置づけ、車から人へ、歩いて暮らせるまちづくりによる市民が暮らしやすい生活圏の形成をうたっております。また、各生活圏と中心市街地、生活圏同士を結ぶ公共交通や歩行者・自転車等による人にも環境にも優しいネットワークを進めるとしております。

しかしながら、現状での限られた道路幅員で、歩行者・自転車が安全に通行できる道の整備に関して、なかなか難しいのが現状でございます。現在、牛久駅東口において駅前広場の再整備を進めておりますが、この事業に関連し、中高校生等の通学の利用が多い牛久駅東口の駅前広場から、はなみずき通りのスクランブル交差点までの約100メートルの区間において歩道の電柱を地中化し、歩行者や自転車が安全に通行しやすい歩道を整備する予定です。また、駅前広場の整備に合わせて車道部を20センチメートルかさ上げし、自転車で走るには不快との御指摘があった歩道と車道の段差解消するバリアフリー化の整備も予定しております。

このほか、新たな道路をつくるときや沿道の土地利用等から幅員が十分に確保できる場合には、地元からの要望や中学生、高校生等の自転車の通学路になっているかなど、学校や警察等関係機関との協議を十分に行った上、歩行者や自転車の専用レーンの整備を検討してまいります。

ひたち野西地区から下根中学校への通学路につきましては、議員の御指摘どおり6号国道を横断しますが、交通量の多い主要道路を横断し通学する生徒は、ひたち野西地区だけではなく牛久市内に数多くおります。交通量の多い道路を横断する際の安全確保については、各学校において生徒に指導をしているところですが、再度指導・教育の徹底を図ってまいります。

また、6号国道から牛久警察署までの区間は区画整理により整備された道路であり、十分な幅員があり歩道幅員も確保されております。しかしながら、牛久警察署前交差点からJA農産物直売所までの区間は交通量が多く、道路の両側の外側線と呼ばれる白線が消えてしまっており、引き直すとともにその外側をカラー塗装することで、中学生高校生が通行する部分を明確に区別することで運転者に対する注意を喚起し、安全を確保してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） また、ヘルスロードと指定している道などは、歩いて通行することを前提として指定されている道ですので、その整備は優先して進める必要があると考えます。例えば旧道の上町から下町の道も、城中にある文化的・歴史的な施設を見学に来る人たちのヘルスロードになっていますが、電柱が歩道上に立っているところが何か所もあります。この道は、国道6号の抜け道にもなっていて速度を出している車も多いことから、より安全に歩行者や自転車を通れるような整備が必要だと思えます。こちらについては、いかがお考えでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） このヘルスロードについて、上町・下町の道路でございますが、やはりそういうまちに関して非常に電柱などが道路に出ているというふうなことは、私も重々感じております。これは、しかし私たちもお願いしたいんですが、やっぱり地元の協力も大変大きな部分でございます。それに関して、今から私たちもその住民の人に対して十分なこういうまちづくりのために御協力願うことが一番肝心だと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 最近できた道で人が多く散策しているのが、市道23号線・城中田宮線です。歩道上をウォーキングをしたり、犬の散歩などする人を見かけます。歩道が広いので、歩いていても自転車でも気持ちよく、安心できることがあるのではないのでしょうか。つまり、安心して歩ける道があれば、人の流れができるということも言えましょう。

ちなみに大分市では、自転車走行空間ネットワーク整備計画なるものを策定しています。ハード面の自転車走行空間の整備と、ソフト面の自転車のルールやマナーを市民が守るための基本方針を定めたものです。歩行者・自転車・車、それぞれの立場でどのように道を譲り、道路空間を分け合う意識を持つのかを考え、互いに思いやる心づくりが目指すものとなっています。

このことは、どの自治体においても共通する基本的な課題で、ここ牛久市においても例外ではないでしょう。まちづくりは一朝一夕にはいきませんが、健康と福祉の観点からも環境に優しく、人に優しい道づくりが進むことを希望したいと思います。

最後の3点目、受動喫煙及び禁煙対策についてです。

国民の健康維持と現代病予防を目的として制定された「健康増進法」第25条には、「学校、体育館、病院、集会所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と記されています。

受動喫煙は、有害物質が含まれた副流煙により心筋梗塞の発症がふえることが報告されており、命にかかわる極めて有害なものです。市でも、昨年10月に男女共同参画ネットワーク主催による「生き方・暮らし方講座」で喫煙の危険性を取り上げ、学び合いました。その際の講

師でもある井上内科クリニックの井上先生は、禁煙外来で多くの患者さんに接しています。井上先生は、「実際に、受動喫煙によって心筋梗塞やぜんそく発作で苦しんでいる人がいるという事実があるので、人命救助の観点で皆さんに御協力をお願いしたい」と話されています。医学的見地からも、受動喫煙をゼロにすることで市民の健康を守ることになるのです。

そこで、牛久市の受動喫煙及び禁煙対策についてお尋ねいたします。

まず、多くの人が利用する駅前の喫煙スペースですが、駅西口に1カ所、東口に1カ所設けられています。どちらも灰皿があるのみで、開放型になっています。特に西口は、通路上にただ灰皿があるだけのため、通行する人にも受動喫煙の危険性があります。取手駅前の喫煙スペースなどは、三方を壁で仕切ってある程度煙が拡散することを防いでいます。多くの人が通行する駅前については、受動喫煙を防止するため仕切るタイプの喫煙スペースにするとか、人通りの少ない場所に設置するなどの対策があるかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） それでは、山本議員御質問の牛久駅前の喫煙スペースと、またその全面禁煙の状況についてということのお答えをいたします。

現在、牛久駅東西口に設置してあります喫煙スペースは、日本たばこ産業株式会社と覚書を締結しまして、相手方負担で灰皿を設置しているところでございます。また、設置場所につきましては、西口は当初通行量の多いペデトリアンデッキの上にございましたが、現在は通行量の少ない駅のタクシー乗り場の先に移動しております。東口につきましては、通路から離れた線路側のステーションパーク内となっております。通行者の多い場所に喫煙スペースがある場合は、御質問にありました取手市の例のような受動喫煙の対策が必要でございますが、牛久駅においては受動喫煙対策は実施していないのが現状でございます。

受動喫煙の対策としましては、全面禁煙と喫煙スペースを設置して分煙するという方法がござりますが、駅前の公共空間につきましては市民を初めとした不特定多数の方が利用する場所でございますので、今後利用者の御意見、また関係機関との調整等を行いながら、各自のマネー向上を初め環境美化等の観点からも考慮しつつ、受動喫煙対策について検討してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） では、市役所を初め学校・図書館・生涯学習センター・福祉センターなどの公共施設についての禁煙対策はどのようになっているのでしょうか。敷地内禁煙、建物内禁煙等に分けてお示してください。また、運動公園や運動場、公園などの建物外の場所での禁煙対策も、あわせてお伺いいたします。

実は、禁煙外来に通い禁煙に成功した方が、牛久市の体育協会に所属して活動しているそう

ですが、その際に「運動公園や運動場で受動喫煙を受けて困っている」というお話を聞いております。建物内だけでなく、運動場などの開放されたスペースでも、25メートル以上離れていないと受動喫煙の危険性があるという産業医科大学の大和教授のデータもあることから、屋外であっても公共の施設では禁煙とするべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 公共施設の禁煙対策についてお答えいたします。

国の健康増進法に基づき、敷地内禁煙施設は小中学校・保育園・幼稚園・児童クラブ・子育て広場・自然観察の森の22カ所となっております。

建物内禁煙施設は、市役所・保健センター・福祉センター・生涯学習センター・中央図書館・運動公園及び運動広場等の13カ所です。また、敷地内の喫煙場所につきましては、建物の出入り口からできるだけ離れた場所に設置して、受動喫煙の防止に努めているところです。

公共施設の禁煙対策については以上となります。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 済みません、公園などはどうなっているかわかりますでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） それでは、牛久運動公園における受動喫煙についてお答えをいたします。

受動喫煙につきましては、以前より施設利用者から意見が寄せられておりましたので、昨年末に2カ所あるテニスコート脇に設置しておりました灰皿を撤去いたしております。また、ことしの6月には体育館の職員通用口付近に設置しておりました灰皿を、近くの建物のコーナー部分に移設しまして、廊下にたばこの煙が流入しないような対策を講じております。

今後につきましては、施設利用者に対する受動喫煙による健康被害に関する周知を行いつつ、将来的には敷地内全面禁煙に向けて利用者の御理解と御協力をお願いをしております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 次に、2番目の質問です。

牛久市では、「空気もきれいなお店」の認証制度をつくっていますね。この認証を受けたお店は、禁煙店と時間帯禁煙店として、すこやかカレンダーなどで紹介されています。分煙として別個に喫煙スペースを店内などに設けている店もありますが、どのような換気設備を設けても完全に分煙することは難しいと言われておりますので、牛久市の場合分煙ではなく禁煙のお店のみ認証していることは、評価できる取り組みであると感じています。この認証制度を多くの店で実施し、健康なまちづくりへとつなげていく今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 「空気もきれいなお店」の認知度を上げる取り組みについてお答えいたします。

「空気もきれいなお店」認証制度は、平成18年に策定された「うしく健康プラン21」に基づき、平成20年に開始した牛久市独自の受動喫煙対策です。開始当初の認証は30店舗でしたが、平成26年度末には48店舗に拡大しております。市民への広報活動といたしましては、広報うしくによる認証店舗募集、保健センター年間予定表「すこやか」や市ホームページへの店舗情報掲載のほか、保健福祉部イベント「みんなのしあわせ見本市」におけるパンフレット配布などを実施しております。平成27年2月には、新たな認証店舗を加えたフルカラーのパンフレットを作成し、市内公共施設に配布いたしました。現在、保健センター内で掲示する広報パネルを作成しております。

牛久市民の喫煙・受動喫煙の現状は、平成17年度と平成22年度に実施した「うしく健康プラン21健康実態調査」の結果によりますと、「現在たばこを吸わない」市民の割合は平成22年度は84.9%で10.6%増加しており、「受動喫煙を毎日受けた」市民の割合は17.3%で15%減少しております。

受動喫煙を防止するためには、個人が禁煙することに加えて個人の認識や努力では限界があるため、環境づくりとして店舗や施設側の認識と対応が必要となります。今後は、市内店舗や施設を定期的に巡回しながら、受動喫煙の害及び防止の重要性と具体的な対応を説明し、理解を促しながら新規認証店の増加を目指すとともに、FMうしくうれしく放送の活用など、定期的な市民への広報活動をさらに強化してまいります。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） また、牛久市でもふえているコンビニは、大人だけではなく子供も利用することを考えると、喫煙スペースの場所のあり方が大いに気になるところです。おおむね入り口横に設置されていますので、人の出入りに近く、受動喫煙の危険性が高い場所と言えます。灰皿を置いただけの喫煙スペースがほとんどですから、やはり設置場所を人通りの少ない場所にすなどの配慮が必要になってくるのではないのでしょうか。

こういった店舗への働きかけを、行政としてどのように行っていくのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 店舗屋外の喫煙スペースに対する行政の指導についてお答えいたします。

平成15年に施行された「健康増進法」により、多くの人が利用する施設を管理する者に対

して受動喫煙防止を講ずる努力義務が課せられています。

今回御質問をいただきました屋外での喫煙及び灰皿設置については、現在のところ法令の対象外となっており、これらを規制する法令等はございません。

今後は、喫煙される方が周囲へ配慮ができるよう、広報等で喫煙マナーについて啓発を実施してまいります。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） では最後に、若い人や妊婦などへの禁煙に関する啓発活動について伺います。

自民党の青年年齢に関する特命委員会が検討しているお酒とたばこを18歳から認める提言に対し、日本医師会が撤回するよう求めています。その新聞記事には、未成年の喫煙習慣が発達中の脳に悪影響を与えるという研究例があることや、国民の健康増進の視点から断じて容認できないと書いてありました。同じく、日本禁煙学会もこの方針の撤回を要請しています。その理由として、喫煙の依存性や多くの疾患の原因になること、また国の財政面で考えた場合にもマイナスであることを挙げています。

若い人たちは、一時の好奇心からたしなむこともあるようですが、たばこを吸うことが自分だけでなく周りの人たちに受動喫煙という危険性を与えるということの啓発をしていく必要があると思います。また、妊婦が喫煙すると胎児の成長に影響を与えることも、以前から言われています。若い人へは学校との連携で、妊婦には病院との連携で進める啓発活動に、行政としてどのようにかかわっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 若い世代への禁煙対策の取り組みについてお答えいたします。

市では、主として妊娠・出産を契機とした禁煙対策に取り組んでおります。具体的には、妊娠届出時にアンケート調査を実施して、本人及び同居家族の喫煙状況を確認をしております。両親学級における妊婦とその夫に対しては、受動喫煙に関するDVDや禁煙のパンフレットなどを活用して情報提供を行っており、必要に応じて個別相談も実施しております。

出産後は、助産師や保健師による赤ちゃん訪問や乳幼児健診において、家族の喫煙状況を再度把握し、必要に応じ保健指導を行っております。できるだけ禁煙を勧めるために、「サードハンドスモーク」と言われる残留受動喫煙について伝えています。たばこの火が消えた後、煙に含まれる有害物質が喫煙者の髪の毛、衣類、家具、カーテン、ソファなど付着し、そこから受動喫煙を受けることを強調して情報提供しております。

小中学校においては、保健の学習で喫煙と健康について実施しており、薬物乱用予防教室の

中で薬物乱用の入り口としての喫煙について指導を行っております。

平成18年度に策定した「うしく健康プラン21」の中では、「たばこを吸わない。受動喫煙をさせない」という行動目標を掲げ、具体的な評価目標として「20歳から30歳代でたばこを吸わない人をふやす」としています。平成17年と平成22年の実態調査の結果を比較すると、吸わない人の割合は全体で84.9%となっており、約10%増加し、20歳から30歳代では84%で約11%増加している状況です。以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 禁煙というと、「では、喫煙する権利や自由はどうなるのか」という発言があります。しかし、どのような権利や自由であっても、他人の権利や自由を侵害することはできません。喫煙の自由について論じた昭和45年の最高裁の判決においても、「喫煙の自由は、あらゆるとき、ところにおいて、保障されなければならないものではない」とあります。

先ほどの御回答で、屋外は法令外であるというお話がありました。しかし全国の地方自治体に先駆けて神奈川県や兵庫県が受動喫煙防止条例を制定しています。不特定または多数の人が出入りをする公共的空間の施設も含め、牛久市全体としてこの問題と向き合っていく姿勢を示すことが必要なのではないでしょうか。

以上をもちまして、私の一般質問は終了いたします。

本日の御答弁いただいたことが着実に進みますよう希望いたします。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） ここで暫時休憩いたします。再開は15時5分といたします。

午後2時49分休憩

午後3時05分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番長田麻美君。

〔5番長田麻美君登壇〕

○5番（長田麻美君） 5番長田麻美でございます。

まず、根本洋治新市長におかれましては、御就任まことにおめでとうございます。これまでの豊富な御経験を生かされ、牛久市のさらなる発展のため卓越した手腕を発揮されますよう御期待申し上げます。私も、議会人としての職責の自覚のもと、建設的な議論を通じて市政のさらなる発展に微力ながら貢献していきたいと存じますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

す。

それでは、質問させていただきます。

まず質問に当たりまして、このたびの関東東北豪雨により被災された方々へのお見舞いを申し上げます。被災地では、避難所での生活や事業所が間借りして業務を行うなど、いまだに生々しい災害の爪跡が残されております。まさに、災害復旧も始まったばかりでございます。一日でも早い復旧と、事業や生活の再建をお祈り申し上げます。

本市におきましては、幸い大きな被害には至りませんでした。親族、友人、知人、あるいは職場の同僚など市民とゆかりのある方々が被災した例も数多く耳にしております。災害がどこか遠い他の地域で起きた出来事ではなく、我がまちのことと考え、被災者に寄り添い防災行政にしていかなければならないと思います。

「災害は忘れたころにやってくる」と言われております。これは、昔から語り継がれる教訓です。本市の行政がこの教訓に照らして十分な対策を講じているか、まさに備えあれば憂いなしの境地に達しているか、私なりにこの質問の機会をもって若干点検させていただきたいと思っております。

質問内容が、本日先に質問された同僚議員と重複する部分もございますが、重複をいわず質問させていただきます。

災害に備えてハザードマップというものがあるわけですが、これを本市では策定しておりますでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 牛久市では、茨城県が指定した土砂災害警戒区域を示した「牛久市土砂災害警戒区域指定箇所マップ」と、懸念されている茨城県南部地震が発生した際市内の揺れやすさの分布を示した「牛久市ゆれやすさ防災マップ」の2種類のハザードマップがございます。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） 「土砂災害警戒区域マップ」や「ゆれやすさの防災マップ」、これらはいつごろ策定されたものでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） まず土砂災害警戒区域マップは、県が指定した市内33カ所の区域の指定状況を示したマップでございます。またゆれやすさマップは……、失礼しました。改定じゃなくて、作成した時期ということでございますね。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） ゆれやすさマップにつきましては、平成20年度に策定してお

ります。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） ありがとうございます。

それでは、その改定の頻度や履歴を教えてください。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 改定の時期でございますが、まず土砂災害警戒区域マップは、県が指定した市内3カ所の同区域の指定状況に変更等があった場合に改定するものでございます。また、ゆれやすさ防災マップは、各行政区から避難場所等の変更等の要望をお伺いしたり、牛久市防災アドバイザーである山村武彦先生に掲載内容の見直しをお願いして、災害時の備えなどの基準を変更したりするなど、ことし3月に改定をしまして、全戸配布したものです。近日中の改定は予定しておりません。以上です。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） 3月ということで、最近の改定がなされているようですので、その点十分なアップデートがなされているものと考えますが、引き続き機能的な見直しが行なわれるようお願いをしておきます。

さて、昨今地球温暖化等によるいわゆる異常気象が言われております。防災の計画において想定される災害として、異常気象等による従来とレベルの異なる自然現象についての考慮はされておりますでしょうか。わかりましたらお願いします。

○議長（市川圭一君） 答弁を求めます。市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 最近、いわゆるゲリラ豪雨という形の災害がありまして、これまでですと想定「時間50ミリ」とありましたが、事実「時間100ミリ」に近い状況がありますので、その辺の考慮をして災害対策を進める必要があると思って検討しているところでございます。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） 先ほど、浸水想定区域となるものが存在しないために、洪水ハザードマップは作成されていないとのことでしたが、しかしながらテレビ番組等によりますと、地球規模での天候変動により、今後はこれまでにないような猛烈な台風や雷雨の発生などによる豪雨等が、かなりの確率をもって予想されているようであります。そして、そのような際には下水道の排水能力を超える降水量になることもあり、これまでのキャパシティーではあふれてしまう可能性があると考えております。

もちろん、これに対応するためには相応の財源を必要とするわけですが、選択と集中の観点から市内において経験的に浸水しやすい箇所への対策を、一部より優先的に講じてはい

かがでしょうか。雨天時に道路を通行いたしますと、水がたまっている箇所が散見されます。このようなところが、まさに排水におけるウイークポイントですから、そういったところから少しずつ改修を行っていったらよいのではないかと考えております。

次に、防災無線についてお尋ねいたします。

さきの関東東北豪雨においては、防災無線が発表されてはいるものの、雨音の中で全然内容を聞き取れないとの体験談が報道されております。本市でも、当日防災無線の音声を耳にいたしました。同様に内容が聞き取りにくい状況だったと思います。

それでは、お尋ねいたします。防災無線、この導入時のインシヤルコストと毎年のランニングコストを、簡単にお示してください。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 長田麻美議員の防災無線についての質問にお答えいたします。

牛久市の防災行政無線は、現在市内に114基あり、平成4年、5年及び6年の3カ年で整備したものでございます。なお当時のインシヤルコストは、総額3億2,000万円ほどかかっております。また年間のランニングコストは、昨年度実績といたしまして電気代約260万円、電波使用料約2万円、NTT回線等の通信料約36万円、総額にして約300万円となっております。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） ありがとうございます。

特にインシヤルコストのほうが、正直随分と費用がかかっているものだと思います。改善すべき点として考えられるものがありますでしょうか、お願いします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 防災無線は、野外で音声を伝えるという構造から気象条件や地理条件等の影響を受けやすく、技術的な改善の余地がないため、フリーダイヤルによる放送内容の再生や、先般開局したコミュニティFMによる放送を行うことで、防災無線が聞き取りづらい地域への対応を行っております。

なお市の防災無線は、国の指針により平成34年11月末までにデジタル化が義務づけられており、間もなく現在のアナログ式からデジタル方式への転換しなければならない状況でございます。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） ありがとうございます。

結局、音声を発することによる情報伝達を行うものですから、豪雨のときには不向きな手段であると思います。したがって、音量を上げるとか明瞭簡潔な内容にするとかの対策をとって

も、おのずと限界があるものと言えます。今、数年のうちにデジタル化することが義務づけられているとお聞きしましたが、デジタル化されるとどのような利点がありますでしょうか。と同時にコストのほう、イニシャルとランニング、それぞれわかりましたら教えてください。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） お答えいたします。

デジタル方式への転換は費用と期間がかかりますが、災害時等において多くの市民に一斉に情報提供できる媒体として、防災無線が大きな役割を担っているという事実もございます。したがって、今後は防災無線のデジタル方式転換の有効性について、あるいは代替手段の有無についてなどを検討し、必要な措置を講じてまいります。

なお概算ではございますが、導入時の経費につきましては現在のところ約4億1,000万円ほど概算で見込んでおります。以上です。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） ありがとうございます。

防災情報の伝達のためのその他の手段としては、何かございますでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 先ほどもお知らせしたとおり、防災無線、かつぱメール、かつぱメールを補う伝言ダイヤルですね、それとエリアメール、あるいは8月に開設したFM放送、そういったものを駆使して、あとホームページですね、そういったもので市民の方にお知らせしている状況でございます。これからも、いろいろなものを駆使して情報をお伝えしたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） まず、フリーダイヤルやFM放送ということでしたが、余り周知されていないと思います。市のほうから「こういった手段もあります」などと説明しましても、市民がそれをよく知らなければ、またたとえ知っていても使いにくければ決して広く活用されることがなく、単なるアリバイ主義の防災行政になってしまいます。どのように周知を図っていくのか、お考えを教えてください。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） こちらから一方的にお知らせしても、なかなか市民の方に認知されないという実情もございますが、例えばかつぱメールですと現在各お年寄りのサークルとかかつぱ体操、あるいは防災会の会議等に出向いて直接職員が操作して手続をすると。なかなか機械ですので、お知らせしても手続ができないという方もいらっしゃいますので、そういった具体的に足で稼ぐ行動をとっております。

ちなみに、8月・9月で約2,000件ほど増加しております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） ありがとうございます。

職員の方が直接周知をされているということは、大変素晴らしいと思います。ぜひとも、今後も周知徹底を図っていただきたいと思います。

それでは、災害時におけるホームページの更新についてお尋ねいたします。

私は、携帯電話がこれだけ普及し、かつ身近に高頻度で使用され、手元にパーソナルに伝達できるようになっている現状から、ホームページは防災情報伝達のためには現実的で有効な手段だと思います。先日の豪雨の際、本市の場合どのような防災情報が更新されていたのか、お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） お答えいたします。

先日の豪雨につきましては、9月10日9時に「牛久市の大雨特別警報が発令されています」ということで、その情報をホームページで流しております。以上です。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） 牛久市にお住まいの方で、市外にお勤めされている方がとても多くいらっしゃいます。市外からでも現状を知る手段として、最も有効なホームページをもっと充実させる必要があると思います。特に、命にかかわる被害が想定されない場合でも、それをホームページのトップページに掲載することで、一目で現状を確認できる手段があれば安心できると思います。住みよいまちであるためには、市外に仕事をお出かけをする際であっても安心できる心配りが大切です。また、市内の冠水情報などもあわせて掲載されれば、移動手段も選択しやすくなると思いますので、あわせて提案させていただきます。

それと同時に、特性上インターネットに積極的にアクセスする方には効果的ですが、危機感の薄い方や傍観する方には避難などの対応を促す効果が薄いと思われます。やはりシステム上、また自治会レベルでは独自に一斉同報のようなことを行うのは、いろいろと難しい面がありますが、先ほどもおっしゃっていたかっぱメールをどんどん広めていってはいかがかなと思います。

災害が発生するたびにありますが、「これは災害ではなく人災だ」という声があります。人の行うことでありますから、間違いもあります。不十分なこともあります。やはり、そこで大切なのは行政側のイマジネーションだと思います。災害後に、決して「想定外でした」と敗北主義の言葉を発するのではなく、「このまちに住んでよかった」「このまちなら安心できる」と思える防災力を持ったまちづくりに取り組んでいただきたいと願います。

続いて、青少年の啓発についての質問に移らせていただきます。

皆様の記憶にも新しいと思いますが、ことし8月に大阪府の高槻市で2名の中学生が殺害されるというとても痛ましい事件が起きました。報道の中で、深夜の商店街で被害者の子供たちがたたずんでいる姿を映した防犯カメラの映像が流れておりました。今後、似たような事件の再発防止のためにも、未成年の夜間外出の注意喚起がとて重要に思えます。本市としましては、どのように未成年の夜間外出の危険性を喚起していくか、特に条例による規制はどうなっているのか、お考えを教えてください。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 未成年の夜間外出についてお答えいたします。

本県において青少年の深夜外出については、茨城県青少年の健全育成等に関する条例第33条において深夜外出の制限が規定されております。深夜、つまり午後11時から翌日の午前4時まで、18歳までの青少年に対し保護者には特別な事情がない限り外出させない努力を、周囲には連れ出しや同伴の禁止を、深夜営業を行う者には帰宅を促すような努力をするよう条例で規定されており、違反した場合は罰則規定もございます。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） 各家庭や学校教育の中での注意喚起がもちろん肝要だと思いますが、保護者の仕事の状況などで夜間にやむを得ず保護者が家を留守にしなければならない、そういう状況がある世帯もふえていると思います。また、近年夜遅くまで習い事や学習塾に通う子供たちも増加しております。注意喚起が行き届いていない子供たちを、警察任せではなく市全体で守っていくシステムの構築と強化をお願いいたします。

次に、選挙権年齢の引き下げについてお伺いいたします。

御存じのように、さきの牛久市長選におきましては、投票率が低調であったように思われます。有権者全員の投票参加が理想であると思いますが、低投票率はどのような部分に原因があるとお考えかお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 答弁を求めます。

長田麻美君。

○5番（長田麻美君） 済みません。あわせて質問させていただきます。

改正公職選挙法の施行により、来年の参議院選挙からは選挙権年齢の引き下げが実現することとなりました。若者の政治参加の意識を高めていくために、今後選挙投票PRや啓発などをどのようにしていくのかを教えてください。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） それでは、お答えいたします。

選挙年齢の引き下げに関する公職選挙法の改正につきましては、本年6月19日に公布され、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、施行後初めて行われる国政選挙の公示日以後にその期日を公示され、または告示される選挙から適用されることとなっております。今議員おっしゃるように、通常であれば来年の参議院選挙からということになると思います。

選挙年齢の引き下げに関しましては、総務省及び文部科学省において高等学校の指導における補助教材が示されましたが、国や茨城県の啓発及びPRにつきましては、現在検討している状況でございます。

牛久市におきましては、選挙の入場券を各個人宛てに郵送していることから、18歳及び19歳の方も自分が有権者となったこと、及び選挙があることを認識することができますが、これら広報うしく、あるいは市のホームページ、FMうしくうれしく放送等あらゆる情報媒体を活用しながら、啓発に努めてまいりたいと思います。

また、投票率が低調だというお話ありましたが、投票率の向上に関しましては小学生や中学生から選挙に触れる機会が必要となっていると思います。小学校におきましては、小学校6年生の社会科の分野で国や市議会の働きを学び、中学校におきましては公民の分野で選挙制度を学ぶとともに、生徒会選挙の際に選挙で使用している記載台及び投票箱を選挙管理委員会から借りて、選挙を身近に感じてもらう、興味を持たせる、政治参加の大切さに気づかせることを目的に、生徒会選挙を実施している学校もございます。

選挙管理委員会におきましても、将来の有権者である小学生及び中学生に対し選挙啓発ポスターコンクールの募集などを実施しておりますが、引き続き啓発に努めてまいりたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） ありがとうございます。

言うまでもなく、選挙は市民が政治参加を保障される重要な機会です。また、そのような参加の資格すなわち選挙権は、先人たちの長年の努力と苦勞、そして多大な犠牲の上に獲得されたとうとい人類の英知であります。このような背景の理解のもと、選挙権の意義を強調し、棄権をしない、清く正しく行使するとの啓発を進めていってくださることを念願し、私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 次に、4番伊藤裕一君。

〔4番伊藤裕一君登壇〕

○4番（伊藤裕一君） 4番伊藤裕一でございます。

新体制スタートということで、新市長の手腕には大いに期待しているところでございまして、私も市政発展のためともに知恵を出し合えたらと考えております。

さて早速でございますが、通告に従いまして一括プラス一問一答方式にて3点質問させていただきます。

まず、大きな1点目といたしまして、リーフレット類に記載されております根本新市長の公約をもとに、市長の政治姿勢についてお聞きいたします。

1項目めは、牛久駅周辺への立体駐車場の整備についてでございます。

牛久駅前には、有料ではございますけれども現在も複数の駐車場がございます、立体駐車場を新たに整備するとなると、先ほど一定時間無料にというお話もございましたけれども、民業圧迫との批判を避けるためにも建設の目的について明確にしておく必要があるところでございます。

全く仮定の話をしめますけれども、西口ぶどう園踏切付近の市営駐車場を立体化して、その向かい側の土地にマンションを誘致するとか、市役所をエスカードビルに移転するとかいった形の大きな西口再開発の流れの中に立体駐車場を位置づけるというのも、私は一つの手ではないかと考えているのですが、市長は立体駐車場の目的につきましてどのようにお考えかお聞かせください。

2項目めといたしまして、牛久市関連企業についてお聞きします。

市長は、選挙中クリーンな政治ということを訴えておられましたが、牛久市議会におきましては前市長が退任後も市関連会社にとどまるのではないかと心配する声が上がっておりまして、具体的には牛久都市開発株式会社、うしくグリーンファーム株式会社の2社につきまして特に危惧されておりました。近隣の河内町では、町の関連会社である株式会社ふるさとかわちにつきまして、前町長が退任する直前に町所有株式の大半を自分の経営する会社の従業員に売却、ふるさとかわち社長にとどまるという事例もございました。これら市関連会社のあり方につきましては、今後検討する必要があると思いますが、会社の改革を進めるためにはまず市で言うところの市長・市議会に当たる代表取締役株主小総会で主導権をとらねばならないわけでございますので、その第一歩が踏み出しているかという確認の意味で、牛久都市開発株式会社・うしくグリーンファーム株式会社につきまして現在の代表取締役はどなたであるのか、さらに出資比率の内訳をお示しくください。

3項目めといたしまして、ひたち野うしく地区への中学校新設についてお伺いいたします。

子供たちの教育環境を守り、牛久市の発展を図るため、市長の所信表明のとおり中学校の新設はぜひ進めていただきたいと私は思っておりますが、既に増築方針に基づく住民説明会が開催され、下根中増築のための設計費用、グラウンド拡張のための土地購入費につきまして予算計上されるなど、大規模増築方針に基づく作業も一定程度進んでおりまして、こちらをどうするかといった問題も残っております。今後のスケジュールに関しましては、先ほど同僚議員へ

の答弁の中でお話をいただきましたので、これら前体制の中で進んできた作業をどうするか、見解をお伺いいたします。

次に、大きな2点目といたしまして、税金の納付方法についてお尋ねをいたします。

初めに、税金のクレジットカード納付についてであります。現在、牛久市におきましては市税納付方法といたしまして、窓口納付、口座振替、コンビニ支払いの3つの方法がございますが、最近龍ケ崎市、守谷市など近隣自治体では、それらの方法に加えクレジットカードによる納付を導入するところがふえており、県南水道の水道料金納付、牛久市へのふるさと納税におきましてもことしからクレジット払いが可能になりました。

普及が進んだ背景といたしましては、ヤフー公金支払いというヤフージャパンのシステムを使い、安い導入費用でクレジット収納を始めることのできる仕組みが広まったことが挙げられ、カード会社に支払う約1%の決済手数料の一部につきましても、同システムでは納税者負担とすることができるそうです。納税者視点で見ますと、手数料を一部負担してもなおカードのポイント収入が上回るケースもあること、自宅のパソコンで気軽に手続きができること、コンビニの店員に納税額を見られずに済むことなどのメリットがあり、私は納税者の利便性を高め、納税促進を図るため、クレジット納付を導入すべきと考えております。

そこで、牛久市において市税クレジット納付導入を検討していただくお考えはあるか、見解をお聞かせください。

次に、口座振替促進についてであります。

先ほど私は、利便性向上の観点からクレジットカード納付の導入を訴えたのですが、コンビニとかクレジットでの税金納付はその都度払いになりますので、納税頻度が少ない方に向いているのではとも考えております。一方、口座振替での納税は、1回手続をすれば継続引き落としができる、徴税コストが安いというメリットがございます。守谷市の例ですと、コンビニ納付の場合1件58円、クレジット納付で54円、口座振替の場合は10円の決済手数料が行政負担となると伺っております。つきましても、牛久市におきまして口座振替は促進したいところであろうと想像され、現在でも口座振替の申込書を市役所の窓口置くなどのPR活動を行っているようでございます。

それに加えて、新たに口座振替の納付申し込みをしてくれた方に、抽選で牛久市の特産品をプレゼントする口座振替新規加入促進キャンペーンを行ってはいかがでしょうか、見解をお伺いします。

3項目めといたしまして、市税前納報奨金についてお伺いします。

この制度は、固定資産税・都市計画税・市県民税につき、第1期の納付期限までに1年分を普通納付した場合、5万円を上限として納税額の0.2%を割り引く制度ですが、給与や年金

からの天引きで支払う特別徴収は対象とならず不公平であること、納税促進という役割を一定程度果たしたことなどから、同制度を廃止する自治体が相次いでいるそうです。また、個人的な意見といたしまして、この制度は多くの資産・所得がある方ほど減税額が大きくなるわけでありますので、税金の逆進性を高めているのではと感じており、牛久市におきましては平成27年度当初予算で報償費2,677万4,000円を計上しておりますが、前納報奨金は縮小もしくは廃止の上、その財源を先ほど述べました納税方法の拡大による利便性向上、口座振替促進キャンペーンの景品などの形で幅広く還元すべきと考えております。

執行部におかれましては、市税前納報奨金のあり方についてどのようにお考えでしょうか、見解を伺います。

最後に、大きな3点目といたしまして、鬼怒川洪水被害への支援についてお伺いします。

さきの台風により、大規模な被害を受けた常総市・つくばみらい市に対しまして、牛久市は人的支援・救援物資を届けるといった対応を早急に行ったそうでございまして、支援の経験は牛久市の防災にもつながるものでありますので、ぜひ根本市長には消防団経験を生かし、継続的取り組みをお願いしたいところでございますが、今後被災地のニーズが緊急支援的なものから変化していくことも考えられ、例えば現状ですと大量発生した瓦れきの処分に困っておられるそうでございます。奇遇にも、10月7日の市長記者会見で、被災した米の受け入れというお話もありましたけれども、被災地の希望を把握し、瓦れき受け入れなども含めまして、牛久市として今後の追加支援を行っていただけないでしょうか。見解を伺います。

以上、3点、7項目になりますが、御答弁をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 伊藤議員の牛久駅周辺の立体駐車場整備についてでございます。

牛久駅周辺は、西側の再開発事業が約30年前に実施されて以来、現在においては活気やにぎわいに欠ける状況となっております。東口駅前広場の改修工事を初め、エスカードビルを含めた活性化策を講じているところでありますが、さらに牛久市を元気にするためには駅周辺の商業施設を初めとする集積エリアに市民が集まるような整備を実施し、活性化を実現する必要があります。

最大のネックになるのは、駅周辺の中心施設であるエスカードビルの駐車場不足であるため、牛久駅西口にある市営駐車場を立体化することにより駐車台数をふやし、問題解決を図るとともに、周辺の商店会などの利用者に対しても一定時間無料などのサービスを充実させて、街なかの利便性向上、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、立体駐車場の整備費については、現在指定管理者として駐車場の管理運営を行っている牛久都市開発株式会社より、収益の中から市へ整備費の負担分を繰り入れるなど、採算性を

重視した事業計画を検討してまいります。

次に、大きな西口再開発との御意見につきましては、駅西口周辺においては、既に牛久駅西口再開発事業や牛久駅西口北土地地区画整備事業により整備された地域もあり、大きな開発として整備することは難しいと思われまます。しかしながら、都市計画マスタープランにも位置づけるとおり、立体駐車場を初めとする生活利便性の高い施設などによる市民が集まりやすい環境を整備することにより、有効な土地利用を誘導し、効率的な市街地形成によるまちの活性化、商業施設の活性化による市の財政力向上を図ってまいります。

続いて、鬼怒川洪水被害への支援についてでございます。

今回の災害につきましては、9月9日から11日にかけて関東東北地方に豪雨をもたらした台風18号の影響により、茨城県や栃木県、宮城県などで記録的な豪雨になり、各地で河川の越水や決壊に加え、土砂災害など大規模な被害が発生いたしました。

常総市においては9月10日に鬼怒川の堤防が決壊し、市内の約半分の土地が浸水し、6,001棟の建物が全半壊や床上・床下浸水の被害を受けております。

また、今回の豪雨による浸水被害等で排出される災害廃棄物について、茨城県の推計では県内全体で2万6,544トンを見込んでおり、常総市ではそのうち2万4,332トンをおめるとしております。

牛久市では、9月11日から常総市並びにつくばみらい市に対し保健師や職員の派遣などの人的支援と食料品や消毒液などの緊急物資支援を行ってまいりました。そのような中で、常総市の災害廃棄物の処理については、9月17日に茨城県廃棄物対策課及び常総市市民生活部から電話連絡により協力依頼があり、協力は可能であると回答を行っております。しかし現在、常総市では廃棄物の分別等が十分にできず、さらに他市に依頼する廃棄物の量も把握していない状況のため、正式な依頼にはなっておりません。

なお、牛久市では災害時及び突発事故等による一般廃棄物の適正処理処分に支障を来す事態が生じた場合には、相互に協力援助し適正な一般廃棄物の処理処分を迅速に行うため、常総市も構成団体になっている常総地方広域市町村圏事務組合を含めた13の地方公共団体で、茨城県県南・県西地区ごみ処理施設連絡会を結成し、施設間の応援体制についての協定を結んでおります。

現在、常総市または常総地方広域市町村圏事務組合から正式な災害廃棄物の処理依頼があった場合、それに備えて速やかに受け入れを実施するために、牛久クリーンセンターで受け入れ可能な可燃物を対象に受け入れ体制を整えているところであります。

また瓦れきの受け入れに関しては、受け入れるものの種類によってにおいなどの問題も懸念されることから、常総市や茨城県廃棄物対策課の意向や、県内の他市町村の動向を注視しながら

ら、牛久市内での仮置場の設置場所の選定も含め、慎重に検討を重ね受け入れ体制を整えていきたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） 伊藤議員の市長の政治姿勢についての2項目めの市関連企業について、牛久都市開発株式会社及びうしくグリーンファーム株式会社の代表取締役及び出資比率の内訳についての御質問にお答えいたします。

まず、牛久都市開発株式会社であります。昭和61年4月15日に行政・地域・民間がともに協調し、健全な商業活動を行っていくことを趣意に、当時の牛久町、地元権利者、民間企業、金融機関が出資して設立した企業です。代表取締役につきましては、会社設立当初から歴代の牛久市長が取締役として選任され、取締役会の議決により代表取締役に就任しております。また、出資比率につきましては、公共団体である牛久市が49.9%、金融機関が11%、一般法人が31.2%、一般個人が7.9%となっております。

次に、うしくグリーンファーム株式会社であります。平成23年2月2日に農業担い手の育成、耕作放棄地の解消、地産地消の推進を目的とし、牛久市が100%出資して設立いたしました。代表取締役につきましては、前任者であります池邊勝幸氏は10月2日付で辞任しており、現在は不在となっております。近々取締役会を開催し、新たな代表取締役を選任する予定となっております。

将来的な話にはなりますが、補助金等を受け取る企業の代表が市長であることは、余り好ましくないと考えておりますので、また健全な経営を進めるためにも外部から経営力にたけた人材の登用も検討してまいりたいと考えております。

なお出資比率につきましては、牛久市が99.96%、2名の取締役がそれぞれ0.02%ずつ保有しております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 私からは、同じく1番の（3）ひたち野うしく地区への中学校新設に関する御質問にお答えさせていただきます。

ひたち野うしく地区の中学生生徒数増加に対しましては、議会初日の市長の所信表明、また本日の一般質問の中で市長も申し上げましたとおり、下根中の増築による対応ではなく、中学校新設により対応してまいることになります。これまで下根中学校の増築工事に向け進めてまいりました諸手続に関しましても、一旦差しとめさせていただいた上で、必要に応じて見直しをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、増築工事関連といたしまして、下根中グラウンド拡張のための土地購入費などが既に予算化をされているところでございます。これにつきましては、下根中学校での増築工事によ

るグラウンド不足への対応を考えたものでございますが、中学校新設に方向転換をするということでありまして、新設校開校まで仮設校舎等を建設する必要があること、また現在の下根中学校においても部活動が活発で、場所が少ないということで運動公園を使用する頻度がふえていること、また学校からはバレーボールコートの新設の要望などが上がっていることなどなど、グラウンド拡張工事については計画どおり実施する必要があるというふうに現時点で考えているところでございます。

最後に、中学校開校の目標ということになります、これも答弁しておりますとおり少しでも早く着工し、開校できるよう努力してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） 私からは、税金の納付方法についての3点の御質問にお答えいたします。

初めに、市税クレジット納付についてですが、平成27年6月から当市のふるさと納税についてクレジットカード納付が可能となりました。市税についても、納税者の利便性の向上を高めるため、昨年10月に取手市を視察し、検討しているところでございます。昨年度の総務省調査結果によりますと、全国の調査対象1,741市町村のうち70市町村、約4%が導入をしている状況でございます。現在、県内では44市町村のうち11市、25%が導入しております。このように県内では普及してきましたが、全国的には普及していないのが現状です。県内の納付割合の実績を見ますと、1%程度と利用者の普及がされていない状況です。これは、利用者のメリットとしてポイントがつかますが、納税額の1%程度手数料がかかることと、納付書の期別ごとにインターネットから手続する手間がかかり、敬遠されているのではないかと思います。

導入について試算しましたところ、初期導入費用としてシステム改修費及び収納代行機関への費用が約850万円ほどかかります。このシステム改修費は、全国的に普及されればシステムの標準仕様となり導入費用が下がることから、費用対効果を考え導入時期も含めて検討していきたいと考えております。

次に口座振替促進についてですが、平成26年度の納付割合は口座振替が32.3%、金融機関等窓口が51.4%、コンビニ納付が16.3%となっております。口座振替は、一度申込手続をすると納付忘れもなく、安心して納期限内に納付することができるというメリットがあります。現在、市の会計課や収納課のほか、市内金融機関等の窓口には口座振替依頼書を設置し、口座振替納付を推進しているところでございます。

新たに口座振替の申し込みをした方に、抽選で市の特産品をプレゼントする新規加入促進キ

キャンペーンにつきましては、以前より検討はしていましたが、既に実施したつくば市や龍ヶ崎市によりますと新規加入者の伸びがなかったことから、費用対効果も踏まえより有効な方法を引き続き検討したいと考えてございます。

最後に、市税前納報奨金制度についてですが、議員御指摘のとおり前納報奨金制度を廃止する自治体がふえております。特に、住民税の報奨金につきましては、県内では当市と八千代町だけとなっております。他の市町村が廃止した理由は、当制度が戦後の混乱した社会情勢や不安定な経済情勢のもと税収の早期確保を目的として創設されたものであり、その目的が達成されたと判断したこと、住民税の報奨金につきましては給与や年金から住民税を天引きされる特別徴収の方は利用ができないため、不公平感があるためと考えられます。

当市の前納報奨金は、平成16年度に財政難等の理由により一度廃止しましたが、15年度には56.4%あった全納納付割合が、16年度は38.0%、17年度32.5%、18年度34.6%と落ち込みました。金額では、15年の全納額は約37億円でしたが、16年には約25億円となり、対前年比で約12億円の減となりました。そのため、19年度から限度額を30万円から5万円に引き下げ、復活させた経緯がございます。

なお、平成19年度の全納納付割合は46%となり、今年度は54.6%となっております。当制度は、全納納付割合を高め、早期財源確保に有効な制度ではありますが。しかしながら、給与や年金から住民税を天引きされる特別徴収の方は利用できないため、不平等と思われる制度であり、平成27年度から始まった住民税特別徴収の一斉指定の影響で普通徴収の割合が減ったことが、本来公平であるべき税の姿から逆進性を高めていると思われま。

今後は、他市町村と同様に税の公平性の観点や、当制度が戦後の混乱した社会情勢や不安定な経済情勢のもと創設されたものであることを改めて鑑み、資金計画を吟味し、廃止の方向でも検討してまいります。以上です。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問に移らせていただきます。

牛久市関連企業につきまして、社長・代表取締役は交代の方向、出資比率につきましても今までどおり牛久市が最大株主ということで、まずは安心いたしました。しかし、今後こうしたおそれの起こらないようにするためには、市長退任後は関連会社社長を辞任するとする政治倫理条例改正に加えまして、会社のコンプライアンス規定をしっかりと整えるということも大切ではないかと考えておまして、株式の譲渡制限規定を設けてはどうかとも思うのですが、現状では牛久都市開発株式会社・うしくグリーンファーム株式会社にはこうした規定は設けられているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） 伊藤議員の再度の御質問にお答えします。

株式の譲渡制限につきましては、牛久都市開発株式会社定款の第8条、うしくグリーンファーム株式会社定款の第7条におきまして、いずれも株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならないと規定しております。定款の中では、そういった制限をかけている状況でございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 続きまして、中学校新設に関する再質問ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条によりますと、教育委員会の職務権限といたしまして「教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること」とありますので、教育委員会の役割というのも重要になってくるのではないかと思うのですが、一度増築方針で教育委員会の中で意思統一を図った経緯もある中、牛久市教育委員会としましてどのような手続で中学校新設問題を検討することとなるのか。また、どこかのタイミングで教育委員会の議決が必要になるのか、お示してください。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、伊藤議員の再質問にお答えをいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、教育委員会の職務権限として学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること、確かに定められております。これに伴いまして、当然市が整備する学校などの教育施設についての必要性などをしっかりと議論すること、これは当然でございますけれども、今回の場合につきましては新たに設置をする中学校の通学区等等の検討を初めといたしまして、新設のメリット・デメリットなどをきちんと把握した上で、子供たちの教育環境向上のためにきめ細かい議論をして設計等に反映させるということが重要な役割かというふうに理解をしております。

また、これに伴いましてこういった議論をした上で何か議決等の行為が必要かということでございますが、特に議決等の行為ということはありません。あくまでも教育委員会といたしましては、ひたち野うしく地区に新しい中学校を新設するとの方針に基づきまして、それらに関する予算措置というものを申し出ていくということが職務権限の中にうたわれていることでございますので、そういったことに対しまして議論をした上で、当然新設する学校以外のほかの小中学校の教育施設の各種整備に関しましても、同じように予算が必要な事業がたくさん残っておりますので、あわせてそちらも予算措置の申し出をするということが重要な役割ということで理解をしているところでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 市長と教育委員会の意思統一を図りながら進めていっていただきたい
と思います。

続きまして、こちらは市長にお伺いをしたいのですが、転用可能な形で最初は300人規模、
27億円程度の学校を考えているとのことですが、300人規模というのを最大人数
と受け取った方が多いらしく、「それでは生徒数ピーク時に対応できないのでは」「1学年5
クラス程度は必要」という声が早速私のところにも届いておりまして、27億円という金額を
大きく超えない範囲内でももう少し規模を広げるということが可能になる可能性もあるわけ
ですから、余り早急に結論を出すことなく、住民説明会の場などで300人規模の真意を説明し、
幅広く意見を伺いながら学校のあり方について御検討をいただけないでしょうか。見解をお伺
いします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も記者会見のとき、300人程度とございましたけれども、私も1
クラス35人、10クラス程度なのかなという頭がございまして、300人程度という数字を
言ってしまったこと、これは事実でございます。実際、どのくらいの規模になるかというのを
私はまだはっきり言って、詳細ははっきりしていないところでございますが、ただ学区等の入
れかえもございます。ひたち野うしく東でもやはり学校が近いということで、また従来の下根
中学校に行く人もいるかもしれないし、また大中地区でも東のほうに行きたいという人もいま
す。ですから、そういう人たちの多くの出入りがあるということも私は感じております。

また、金額に関しても私は学校のつくり方によっては、私はあの地区につくった木造で、ま
して再生可能といいますかそういうやつ、20年、30年後のあり方の学校につきましても木
造のほうがしやすいだろうと。ですから、木造のほうがコスト的には、現在の鉄筋コンクリー
トなんかよりは比較的成本が抑えられるんじゃないかと私は自分なりに試算してございます。
極力私はお金をかけないで、そしてなおかつ今からいろいろな小学校、中学校にも耐震のこ
とも需要もあります。それを並行しましてやっていきたい。そして、この学校につきましてのお
金もどうしたらいいかということ、これは最大の問題であります。ですから緊急性のないもの、
支障はあるかもしれませんが我慢できるものは少し1年、2年、我慢いただいて、なるべく学
校新設には早く着手したいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） ありがとうございます。後の項目につきましては、わかりました。

私の質問は以上とさせていただきます。

○議長（市川圭一君） ここで暫時休憩いたします。再開は16時25分といたします。

午後4時10分休憩

午後4時25分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、12番守屋常雄君。

〔12番守屋常雄君登壇〕

○12番（守屋常雄君） 12番、創政クラブ所属守屋常雄でございます。皆さんお疲れのところ申しわけございませんが、なるべく早く終わらせますので御協力のほどよろしく願っています。

最初に、根本市長に心からおめでとうと申し上げたいと思います。どうも、本当におめでとうございます。今後ともよろしく願っています。

それでは、質問のほうに移らせていただきます。

まず大きな1番なのですが、県の許認可にかかわる事項について御質問させていただきます。まず県が許認可の権限を持つ事項は多くありますが、特に次の2点につき情報の共有化ができていないか、確認の意味でお聞きしたいと思います。

まず、主に知的障害者あるいは精神障害者をケアする小規模グループホーム等が、中古住宅を利用して設立するケースがこのごろ見られますが、本市でも実例があると思いますが、今までに何件くらいありましたか。また、申請を受けた県庁は速やかに情報を今まで本市に伝えてまいりましたか。また、今現在、県とのこの件につき情報交換の体制はできていますか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 県の許認可にかかわる事項についてお答えします。

知的障害者及び精神障害者をケアするグループホームについては、設置総件数14件のうち11件が中古住宅を利用して設置したものです。認可申請後の県からの情報提供についてですが、新規設置の場合については市も事業所設置の適正についての意見書を茨城県に提出するため、県からの情報提供をもとに進めております。既に許認可を受けている事業所が市内でグループホームを移転させる場合には、県での書面審査のみでの審査となり、市への情報提供がなされない状況であると言えます。

グループホーム設置にかかわる県との情報共有の体制につきましては、新規設置以外においても本市への情報提供を速やかに行うことを要望し、県でも了解しております。地域住民の方々が地域で安心して暮らしていただくためには、茨城県と牛久市の情報共有が必要であり

ます。さらなる連携を図り、地域への情報提供に努めてまいりますので、地域住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。以上です。（「私ですね……」の声あり）

○議長（市川圭一君） 守屋議員、着座してください。

守屋常雄君。

○12番（守屋常雄君） 12番守屋です。どうも済みません。

私のほうでなぜこんな質問をするかということ、実際に地域の住民の方々に設立の前に情報が伝わらず、困惑した周辺の住民の方々と市との間で、我々、私もそのころ自治会におりましたけれども、自治会との間でトラブルになったケースというのがあるわけですね。それを、やっぱり円満に解決しなきゃいけないということで、大変だったんですけども、今現在、私のところにもやはり知的障害をお持ちのお子さんが、余り外には見えないんですけども、結構たくさんいらっしゃるわけですね。それで、今その御両親の方が高齢化してきて、やっぱり心配して私とかほかの方もいらっしゃると思いますけれども、「自分の住宅を提供するんで、そういった施設をつくれないうらるか」というようなお話が何件か、実際に来ております。

だから、早急に1年、2年の話じゃないと思うんですが、今後これがふえてくる可能性もあると思いますので、いろいろケーススタディーつくらなきゃいけないと思うんですよ。そのために、やっぱり自治会ともみんな市がきっちりいろいろな面で話し合いしていかなきゃいけないと思いますので、その体制をとっていただくかどうかね。これをちょっと御質問させていただきたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） ただいまの質問に答えさせていただきます。

グループホームの設置に関しては、先ほど御答弁差し上げましたけれども、今後につきましては県からの情報をいち早くいただきまして、地域の皆様に行政区を通じてお知らせして、御理解をいただくような体制をつくっていきたいと思っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 守屋常雄君。

○12番（守屋常雄君） ぜひそんな形で、これは本当に市の方の御健闘を祈りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それと質問にはないんですけども、市長にぜひお願いしたいのは、市長が12の要するに自分がやっていく目標について出されましたけれども、やはり知的障害とかあと精神障害のそういう方々に対しても、温かい目で見れるような形で、できたら「13」にさせていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

それと、もう一つ県の問題で質問させていただきます。現在牛久市で、新築家屋を建設している業者の方が多数おられるわけなんですけれども、大部分の方は各自治会ですとかそれから

あと御近所を回って、そういう工事の期間にトラブルのないような形でやっていただいている方が大部分なんですけれども、ここに至ってやはり自治会にも連絡しない、それからあと周辺の住民にも連絡をしない、それで大体普通の場合は日曜・祝日というのは休みのはずなんですけれども、日曜・祝日もそういう工事をやっていて、周辺のトラブルになっているところ、今現在も1件ございますけれども、そういうところがあるわけです。

それで、私もちょっと勉強不足だったんですけども、建築確認というものがございますね。建築確認というのは、当然市のほうに建築確認の申請をやるんだと思っていたんですけども、今聞いたら県が認可するのが大体5%くらい、あとの残りの95%ぐらいは民間会社が許認可の権限を持っているということをお聞きしたんですが、それは事実なんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 守屋議員の「建築確認申請について」の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、建築確認申請は民間の確認検査機関に申請することができます。

ここで、建築確認申請の流れについて御説明いたします。建築基準法上、建築行為を行う場合、建築主は工事着手前にその計画が建築基準法に適合しているかを判断するため、建築確認申請を県または民間の指定確認検査機関に提出し、確認済証の交付を受けなければならないと定められてございます。

提出先につきましては、県南県民センター建築指導課、または国土交通省の指定を受けた民間の確認検査機関に申請しても、同様の確認済証を受けることができます。平成10年の法改正以降、民間機関を利用する件数がふえ、今ではそのほとんどが民間機関に申請されております。平成26年度の牛久市内の確認済件数の内訳といたしまして、民間機関466件、県5件、合計471件。民間機関に申請されました割合といたしましては、実に98.9%でございました。また、交付された民間機関の数は18機関になります。民間機関に申請する場合は市を経由することはないため、事前に市で内容を把握することは非常に困難でございます。

しかしながら、市といたしましても新築件数などを把握する必要があるため、確認交付後ではございますが、県からそのデータの提供を受けております。

次に、行政区さんのトラブル等につきましてですが、東みどり野区を初めとしまして、建築に関する協定書を行政区にて任意の協定を策定されております。不動産業者や設計事務所などが物件事前調査に市役所に来庁されたとき、住民による協定があることを伝え、行政区に事前に伺うよう御案内しております。

先ほど御説明いたしましたとおり、建築確認申請が市を経由しない現状といたしましては、

行政区の協定書と確認申請を照会することはなく、事前の御案内のみといたしております。

ほとんどの住宅メーカー・工務店は、行政区や住民に対し協力的ではございますが、例外的に工事中の騒音や民事的な問題が発生することがございます。市といたしましても、現地確認や法令などを調査した上で、建築基準法に抵触しない場合などは対応に限界はありますが、でき得る限り行政指導の範囲の中で対処しております。いずれにいたしましても、県とは定期的に情報交換を行い、連絡を密にとっております。しかし、民間確認検査機関は建築基準法の審査しか行いませんので、特に連絡をとり合うことはございません。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 守屋常雄君。

○12番（守屋常雄君） じゃあ、次の議題に移りたいと思います。

2番の環境行政についてなんですが、まず最初に空き家等環境悪化の原因となるものについての対策についてお伺いしたいと思います。まず、特定空き家減少のための牛久市としてのアクションプログラム策定とスケジュール化については進捗状況はいかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 守屋議員より御質問のありました特定空き家減少のためのアクションプログラムの策定とスケジュールについての考えをお答えいたします。

空き家対策の目的は、適正管理をするだけではなく、空き家の再利用など若者の定住促進を初めとした住みかえによる世代が循環しながら人が住み続けるためのまちの実現であります。

国でも、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（空家特措法）が本年5月26日に完全施行され、これにより市は適正に管理されていない空き家等を「特定空家」と認定し、改善措置の助言、指導、勧告、命令、さらには行政代執行ができることとなりました。ただしこの法律では、「特定空家」に関する具体的な基準等が示されていないため、現在県内の空き家・空き地への取り組みが先進的な水戸市、土浦市、結城市、常総市、常陸太田市、笠間市、つくば市、神栖市と当市9市で構成された「茨城県空家対策連絡調整会議幹事会」の一員として参加し、先進的事例等について情報収集や「特定空家」の判断基準、空き家対策計画の茨城県県標準案の策定を年度内を目標に検討しております。

○議長（市川圭一君） 守屋常雄君。

○12番（守屋常雄君） 済みません、よろしくお願ひします。

今市長からいろいろお話しいただいたんですけれども、国の「特定空家」についてのいろいろなる説明が新聞等でありまして、それからかなり牛久市でも空き家でどうにもならなかったところが、かなり改善されている部分もございます、その話だけです。だから、やはり牛久市がきちっといろいろな形で体制を整えれば、かなり先に進むんじゃないかなと思ってお

ります。

それで、私がもう一個言いたいのは、今みどり野とか東みどり野の団地なんか特にそうなんですけれども、道路とか隣家に植栽がはみ出したり草がぼうぼうな空き家がかなりございます。市からクレームを言って解決できればいいんですが、所有者が高齢の方とか、それからあと資金難を理由に改善できない状況にあったり、中には開き直っている所有者の方もいらっしゃいます。やっぱり、そんなわけで隣家が泣き寝入りのケースがあります。ですから、今後高齢化による担い手不足とか、剪定した草や木の処分、これも一番大変だと思うんですけども、これをどうするかが大きな課題になっています。このような状況を少しでも打破するためにはどうしたらいいか、市の考えを承りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 現在の市の取り組みといたしましては、法律を受け、副市長を委員長とする市内全部長と牛久市の第三セクターである牛久都市開発株式会社専務から成る「空家・空き地対策検討委員会」を平成27年5月25日に設置しました。この委員会では、空家特措法への対応、空き地・空き家の利用促進、空き家バンクの開設、空き家になる前の総合的な対策を検討してまいります。

今、市ではスケジュールとしては、住宅建築関係者及び有識者から成る「牛久市空家等対策協議会」を年度内に設置し、危険な空き家である「特定空家」の判断基準や空き家対策計画の策定に対する意見交換の場としていきます。それらに伴い、平成28年度内に「特定空家」に認定したものについては、平成29年度から固定資産税などの住宅用地特例の除外等の措置を適用するなど、所有者の売買意欲の促進を図ります。

また、今年度には同時に市内にある空き家の全体把握が必要であることから、地域との情報交換をしながら、専門的なノウハウを持つ宅建業界との連携を進め、平成28年度中に空き家バンクを開設し、空き家所有者と借り手・買い手の橋渡しを行うことで、世代が循環するまちづくりを進めてまいります。

さらに、現在市の第三セクターである牛久都市開発株式会社が国の補助を受けて、「つつじが丘団地・第2つつじが丘団地」を対象に「住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業」として活用を検討する空き家に対しての住宅診断や、リフォームへの支援を実施しております。このようなモデル事業を検証発展させ、牛久市としての先進的な空き家改装費の一時立てかえ等の補助制度等の支援策を検討し、市内全域にわたった空き家・空き地等の①データバンクの構築、②流通等必要情報の提供、③あっせん等空き家の有効活用や既存住宅地等の流通促進についての仕組みづくりを連携して進めてまいります。

今後、このような取り組みを改良し、充実させていくとともに、空き家・空き地の適正管理

と利活用及び中古住宅の流通促進を含め一体的に捉えて、最終的には市内に存在する「空家・あき地」等を貴重な財源として有効活用を図ることにより、人口減少の歯どめのみならず、「新しいまちなかでの住み方」を構築していきたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 守屋常雄君。

○12番（守屋常雄君） 済みません、守屋常雄です。

市長の空き家に対する考え方というのは大体わかったんですが、もう一つ言えるのがさっき私が言ったように、空き家ですから当然中には住んでいないわけですね。その住んでいないままにしておいて、草がぼうぼうなところとか、それからあと植栽が伸び切っちゃっているところとか、そういうところが本当に一般的に困ったところなわけです。

ですから、市のほうにぜひお願いしたいのは、やっぱり牛久市にいい伝統があるのは、自治会がきっちりしているところがいっぱいあるわけですね。それで、自治会がやはり人集めとか、そういったものもできるわけですから、ぜひ自治会と協力してそういった植栽とかそういったものをきれいにしていくような、そういう体制を整えたらいいと思うんです。そのためには、やっぱり市でお手伝いいただかないといけないケースもあると思うんですが、それについてちょっとどういうふうにやったらいいかどうか、御質問したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 確かに庭木の問題は、私も多く見るところでございます。確かに、今税法でも盛んに皆さんといろいろな議論をされております。そもそも税制的なものが最大になります。しかしそこでやっぱり私たち行政としても見かねてはいけない状況でございます。そのとき、「改善したい」「お金がない」「高齢で難しい」と挙げられておりますが、その状況に対してこれまでの市の取り組みでは、財産の保護など個人に対する法的な制限もあり直接的な改善はできませんでしたが、でもそれではやはりまちづくりの美化を守るためにはいけません。そのために、これを前提とした剪定する植栽の処分はいろいろなノウハウもございまして、それを市民の皆様にお示しして、これからそういうものに対処することを進めてまいります。

それから牛久市には、私たちこのような空き家対策のことをしゃべっていますが、猪子住宅とか、それから上町の市営住宅でございますが、非常に空き家が多い。こういう空き家対策といったら、本人の執行部がそういう空き家住宅を持っていることも現実でございます。ですから、そういうものをこれからどういうふうに対応するか、非常に悩ましいところでありますけれども、でもこれは解決しなければならないことでありますので、またさまざまな課題を皆さんとともに、金のかからないようなこともやっぱり事実としてありますので、そのような

方策を皆さんといろいろなお知恵を出し合っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 守屋常雄君。

○12番（守屋常雄君） では、次の件に移させていただきます。

これは、主に向台小学校の件なんでございますが、通学路の安全確保と整備についてお伺いしたいと思います。

まず2つございますけれども、1点目なんですけど、何度も懸案になっているみどり野第2児童公園前の側溝なんですけれども、約100メートルくらいですかね、70メートルくらいですかね。70メートルくらいつながっている側溝があるんですが、雨天時に特に低学年の生徒がおもしろがって、当然長靴で来ていますので、飛び込むようなケースがございます。大体見守りでお年寄りの方に見ていただいているんですけども、これがもう「非常に大変危ないので、何とかふたをしてくれ」とか、そういったことをお願いしているんですが、なかなか実現できないんですが、何らかの措置を早急にやっていただかないと、もうとにかく今雨降りのときに非常に多いですから、ぜひまずこれを改善していただきたいと思うんですが、これはお願いなんですけど、いかがでございましょうか。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） それでは、通学路の安全確保と整備についてお答えをいたします。

みどり野第2児童公園北側道路のU字溝につきましてでございますが、御指摘のU字溝も含めましてふたのないU字溝は牛久市内に数多く存在しておりまして、現在交差点の隅切り部など危険性のある箇所から順次ふたかけやU字溝の入れかえなどを実施しているところでございます。ふたのないU字溝にふたを設置すると、ふたが舗装面より高くなり段差ができてまいります。また、U字溝にふたを載せることで雨水が流れ込まなくなり、雨水被害を招くこともございます。

御指摘のU字溝につきましては、新たな雨水被害を招かぬよう現地の状況を勘案し、ふたの材質・形状やふたかけ以外の安全対策などを検討するとともに、保護者への指導や児童への教育を徹底し、通学時の安全を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（市川圭一君） 守屋常雄君。

○12番（守屋常雄君） ひとつよろしく願いいたします。

それで、じゃあ3番目なんでございますが、ウォーキングロードの整備についてちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、結構今ウォーキングをやっている方、何か「ウォーカー」と言っているらしいんです

けれども、ウォーカーの方々からいろいろいただく御意見の中で、いろいろな意見が出ますけれども、余り話す必要もないというのが結構あるんですが、2点だけやっぱりお話ししないといけないかなと思ひまして、きょう出させていただくんですけども。

まず、ヘルスロードマップというのを今牛久市のほうで出していると思うんですね。今9カ所のウォーキングの要するに案内図を出していただいて、非常にこれを利用している高齢者の方多くいます。それで、いろいろな自治会の中でそれぞれウォーキングクラブができ上がりまして、それを利用して遊んでいらっしゃる方がいっぱいいるんですけども、非常にいいなと思っているんですが、ただ問題なのが案内板、要するにヘルスロードマップに記載されている道順どおり行くと、途中でみんな迷っちゃうっていうんですね。何で迷うかというと、案内板が老朽化しちゃって破損していたり、見えなかったり、小さなことなんですけれども、これでもって道に迷っちゃうというお叱りが結構私のところに来ます。

それから、あとヘルスロードのマップに記載できるようなそういったコースをもっとつくってくれないかというような、そういう話もございますけれども、とりあえずまず破損しているものを、大してお金がかからないと思うんで直していただきたいというのが1つと、それともう一つ地権者の問題もあると思うんですけども、ヘルスロードマップのコースの中にちょっと一休みできるような、例えば切り株だとか、それから椅子だとかそういったものが全然ないというんですね。だから、それをもう一つ何とかつくってくれないかというようなお話、この2点がかなり、大体100人くらいの方にはいろいろ「どんなこと」って、いろいろなことをお聞きしましたけれども、その2点が非常に多かったんで、これについてちょっと御意見をいただきたいと思ひます。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、ウォーキングロードの整備についてお答えいたします。

茨城県は、「健康いばらき21プラン」に基づきまして、平成14年度から全市町村に、「歩いて新しい発見と健康増進にチャレンジできるヘルスロード」の整備促進を図っております。ヘルスロードは、平成26年度末現在289コースとなりまして、全市町村で設置されております。

牛久市では、平成15年度からヘルスロードの整備を進めまして、現在議員御指摘のように9コースが設置されているところでございます。設置に当たりましては、身近で歴史や文化、自然景観に触れ合うことのできる道を選定しております。ヘルスロードを利用した牛久健康ウォークや初心者ウォーキング教室を毎年実施いたしまして、普及を図っているところでございます。平成26年度には、持ち歩きできるサイズの、ただいま御指摘ありましたようにヘルス

ロードパンフレットを作成いたしまして、ヘルスロードの起終点、起点・終点となる9カ所にステーションを設置いたしました。1年以内に9コース全てを完歩した方には、オリジナルの記念品といたしまして「生涯かっぱつキューちゃんピンバッチ」、これを贈呈を行っているところでございます。

しかし、御指摘のように案内表示等の整備につきましては、作成から年月を経ているため、一部修復が必要な状況が見受けられますので、牛久ウオーキングクラブの皆様の御意見を伺いながら対応してまいりたいというふうに考えております。ベンチ設置につきましては、設置場所の確保、あるいは安全管理等の問題もございまして、慎重に検討させていただきたいと思っております。

今後、市民の皆様が健康づくりのために安心・安全にウオーキングができるように、ヘルスロードの整備を継続的に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 守屋常雄君。

○12番（守屋常雄君） 何か非常に簡単な話ばかりなんですけれども、ひとつよろしくお願ひいたします。

じゃあ、最後の話をさせていただきたいと思うんですが、都市計画課の方にお聞きしたいんですけれども、若年層の方の誘致についてなんですが、私も若い方とかなりお話しさせていただくんですけれども、牛久市というのは新市街とそれと旧市街とございますけれども、旧市街の空き地に今ミニ開発の新しい家がどんどん建っていますけれども、そこに住まわれる方は大体もう30代から40代の方が多くて、大体子供はまだ本当に小学校とか幼稚園の方とか、そういう方が多いんですけれども、そういう方に共通しているのが「何で牛久市に引っ越してきたか」というのをお聞きしてみると、まず物価が安いと。それと、あと買い物に旧市街でも結構便利だと。それに、何といても保育が充実していると。それと、あと学習レベルも高くて、ごまするわけじゃないんですけれども市役所も非常に親切だということで、あと治安ですね。治安も安全だということで、住環境に非常に満足している若い人が多くいます。

その方たちが1点大きな不満を持っているのが、公園の問題なんです。要は、多目的公園がほとんどないということが、やっぱり一番のネックになっています。そうやって考えてみると、龍ヶ崎市でいえば森林公園があったり、あとつくば市では洞峰公園があったり、そういう大きなスケールの公園というのは牛久市では今のところないと思うんですね。ないものねだりやってもしょうがないので、牛久市でそういう今大きなお金をかけて大きな公園をつくるということは非常に得策ではないと思います。

それで、今の若い人のニーズというのは、まずバーベキューをやりたいと。それからじゃぶじゃぶ池で子供を遊ばせたいとか、子供とサイクリングがしたいとか、それとあともっと進ん

だ人ですとカヤックとかヨットに乗せて、子供と一緒に遊びたいと、車で行ける1時間くらいのコースということをおっしゃる方が多くあります。そんなことは、とても牛久市で今やる必要はないと思います。

そこでお願ひしたいのは、やはり市長がよく言われている近隣の市町村、要するに具体的にはつくば市ですとか、それからあと龍ヶ崎市とか、そういったところと提携して、それで牛久市の人間もその市と変わらないような形でそういうものを提供していただくというようなことができないのかなと、そういう気がしております。

それで、あとやっぱり越してきた方々は情報がかなり不足していると思うんですね。だから、今まで牛久市で情報、いいものをいっぱい出していると思うんですけども、一度それを整理して棚卸して、もう一回若い人たちに向けてホームページとかそういうところでどンドンやっていただければいいのかなと、そういう気がしております。ぜひこういうことをやっていきたいと思うんですが、こういった考え方にどういうふうと思うか、ちょっと御意見をいただきたいと思ひます。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 先ほどの公園なんですけど、やはり移り住む人にとって一番は環境、その中で公園というのは非常に多いパーセントを占めているというデータは、私も聞いたことがあります。私は今それで、牛久市には遊水池がございます。遊水池がいろいろな場所がございますが、その遊水池を利用して、あれを整地して芝等を張り、そのくらいの予算でしたらそんなにはかからないかなという感じがしておりますので、そういう遊んでいるというか、そういうものの地を利用して皆さんの欲する公園などをつくったらいいかないかなという感じを、私は個人的にしております。それもまた皆さんと、予算いろいろございますので、皆さんといろいろなお話をして、そういうものづくり方を考えていきたい。

また施設利用等、龍ヶ崎市と今しておりますが、最優先で牛久市民、そしてその次に龍ヶ崎市になりますけれども、ただ余りふやしちゃいますと今度牛久市の市民の方が利用するとき利用できなくなってしまうんじゃないかなと、そういう懸念がございます。それをどのようにこれから検討していくか。ただ、地域にも稲敷市、つくば市、本当にいろいろな施設がございますので、それをまたそういう機関で検討していきたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） それでは若干答弁ダブリますが、お答えいたします。

まず、子育て世代の誘致に向けた公園整備ということでございますが、確かに牛久市239公園ございますけれども、なかなか魅力的な公園がないという御意見が寄せられておまして、

牛久市として一昨年からですかね、ワーキンググループをつくって今の既存の公園の見直しをやっておりました。ということで、昨年度ですが具体化に動きまして、ことしの7月11日に運動公園で若干新たな試みで新しい遊具をつくりましてオープンしたところでございます。あれはモデルで始めたものでございますが、引き続きお子さんをお持ちのお母さん方とか小学校の御父兄の方たちの御意見を伺いながら、どういう公園が望まれるべきかなということを議論いたしまして、整備につなげていきたいと思っております。

先ほど市長からもお話ありましたが、近隣の市町村でも平成14年度以降は龍ヶ崎とは協定がございまして、そういったものについても積極的に考えていければと思っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 守屋常雄君。

○12番（守屋常雄君） ありがとうございます。やっぱり、若い人がどんどん来る市にならないとだめだと思いますので、市長を中心にしてみんなでざっくばらんいろいろな話をして、いい市にしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後5時08分延会